

令和3年度

薬務行政の概要

令和3年6月

はじめに

わが国は世界でも最高水準の長寿国となりましたが、一方で、少子化の傾向は続いており、急速な高齢化の進展というこれまで経験したことのない急激な社会変化を迎えています。そうした中で、国民の生活に関する期待も多種多様となり、それは薬事においても例外ではありません。

薬剤師・薬局に関しては、今年8月から、地域住民・患者が地域で安心して医薬品を使うことができる環境を整備するため、令和元年12月に改正された医薬品医療機器等法に基づく地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度等が施行されます。県では、こうした法改正に適切に対応するとともに、かかりつけ医師や介護事業者等と連携した薬剤師の在宅患者への対応業務の推進等、県民へのかかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着の取組を行ってまいります。

また、昨年末から他県の後発医薬品製造業者でGMP違反等が相次いで発覚し行政処分を受けるなど、後発医薬品に対する信頼が大きく損なわれる事案が発生しました。本県としても、これらの事態を深刻に受け止めており、県内の医薬品製造業者に対し、引き続き適正な製造管理及び品質管理について指導を行ってまいります。

薬物乱用については、大麻は「体に害がない」などの誤った情報がインターネット上で拡散されており、近年、若者を中心に乱用が広がる傾向にあることから、取締りと啓発の両面から、引き続き乱用防止対策に重点的に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療体制の維持が求められている中で、昨年度は、薬局における感染防止対策を行うための補助金交付、感染リスクを負いつつも業務を続けていただいている薬局の薬剤師及び事務職員等の皆様への慰労金交付、並びに年末年始の調剤体制の整備に御協力いただいた薬局への協力金支給を行いました。新型コロナウイルス感染症への対応は、現在も継続しておりますが、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保や円滑な供給、献血の推進等について、関係機関と連携協力の上、より一層努めてまいります。

今後とも、円滑な薬務行政の推進に向け関係各位の特段の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

この冊子は、令和3年度の主要事業及び予算の概要と前年度までの各種事業の実績等を取りまとめたものです。関係各位の御参考としていただければ幸いです。

令和3年6月

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
小笠原 規之

目 次

I 機構及び予算	1
1 機構	1
(1) 沿革	1
(2) 行政組織機構図	1
(3) 職員数	1
(4) 事務分掌	1
(5) 監視員等配置状況	3
(6) 行政対象の状況	4
2 令和3年度 当初予算	6
(1) 事業体系	6
(2) 総括	7
(3) 事業別内訳	8
(4) 事業の概要	10
II 薬事指導	13
1 薬事審議会	13
2 薬剤師の状況	13
(1) 薬剤師数	13
(2) 薬剤師免許事務処理状況	13
3 薬局及び医薬品等販売業等の状況	14
(1) 薬局・医薬品等販売業者数	14
(2) 薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数	14
4 薬事監視指導	15
(1) 薬事監視指導実施状況	15
(2) 医薬品等の品質検査	17
(3) 医薬品等の違反発見状況	18
5 医薬類似品等の監視指導	18
(1) 健康食品等の試買検査等状況	18
(2) 健康食品等の違反状況	19
6 薬事講習会の開催	20
7 登録販売者試験	20
8 医薬品等価格調査	21
(1) 医薬品価格調査	21
(2) 特定保険医療材料価格調査	21
III 医薬品等の安全対策	22
1 薬事情報の収集・提供	22
(1) 薬物情報電話サービス	23
(2) 薬事情報センター事業の助成	24
2 薬事知識の普及啓発	24
3 医薬品適正使用の推進	25
4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度	25
5 後発医薬品使用促進協議会の開催	25
6 漢方理解促進に関する取組み	25
IV 医薬品等の生産指導	26
1 医薬品製造販売業等の状況	26
(1) 医薬品等製造販売・製造・修理業者数	26
(2) 医薬品製造販売業等許可及び承認状況	26
2 医薬品等の製造販売・製造状況	27
3 医薬品等国家検定	28

V 毒物劇物指導	29
1 毒物劇物営業者の状況	29
(1) 毒物劇物営業者等数	29
(2) 毒物劇物関係事務処理件数	29
2 毒物劇物監視指導	30
(1) 毒物劇物監視指導実施状況	30
(2) 毒物劇物講習会の開催	31
3 毒物劇物取扱者試験	31
VI 薬物乱用防止対策	32
1 概況	32
2 薬物乱用対策推進体制	32
(1) 薬物乱用対策推進体制	32
(2) 薬物乱用防止対策活動状況	32
(3) 薬物相談窓口	34
(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況	35
3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策	36
(1) 学校薬剤師による薬物乱用防止啓発	36
(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発	36
4 麻薬取扱者等の状況	37
(1) 麻薬等取扱者数	37
(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者)内訳	37
(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数	37
(4) 麻薬小売業者間譲渡許可事務処理件数	38
(5) 覚醒剤研究者指定等関係事務処理件数	38
5 麻薬・覚醒剤等の監視指導	39
(1) 麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況	39
(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施	40
(3) 麻薬等講習会の開催	41
(4) 麻薬事故状況	41
(5) 向精神薬事故状況	41
(6) 覚醒剤(原料)事故状況	41
6 麻薬中毒者対策	42
(1) 麻薬中毒者診断届出状況	42
(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況	42
7 危険ドラッグ対策	43
(1) 試買検査状況	43
(2) 店舗の監視指導状況	43
(3) インターネットの監視指導状況	43
(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況	44
VII 医薬分業	45
1 概況	45
2 医薬分業の推進対策	45
(1) 薬局に対する指導	45
(2) 小包装医薬品に対する指導	45
(3) 地域基幹薬局の強化拡充	45
(4) 医薬分業推進支援センターの整備	45
(5) かかりつけ薬局推進モデル事業の実施	45
(6) 在宅医療薬剤供給体制推進事業の実施	45
(7) かかりつけ薬局の服薬指導の充実強化	46
(8) 調剤事故防止対策	46
(9) かかりつけ薬局の定着促進	46
(10) 薬局在宅医療参加促進事業	46
(11) 在宅医療拠点薬局整備事業	46
(12) 健康情報拠点薬局推進事業	46
(13) 薬剤師復職支援事業(地域医療介護総合確保基金)	46
(14) 在宅医療(薬剤)推進研修事業費補助(地域医療介護総合確保基金)	46
(15) 患者のための薬局ビジョン推進事業	46
(16) 地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業	46

3 処方せん枚数等	47
(1) 処方せん枚数、調剤金額、処方せん受取率	47
(2) 処方せん発行状況	47
(3) 健康サポート薬局届出状況	47
(4) 年次別保険調剤の処方せん枚数等比較表	48
(5) 保険調剤の処方せん枚数等比較表	48
(6) 薬局及び保険薬局の地域別店舗数一覧	49
VIII 献血事業の推進	50
1 概況	50
2 献血の推進	50
(1) 献血推進協議会等の開催	50
(2) 献血の普及及び広報	50
3 神奈川県赤十字血液センターの状況	52
(1) 血液センター・献血ルームの概要	52
(2) 血液センター及び事業所の現況	53
4 献血及び供給状況	54
(1) 献血	54
(2) 供給	56
IX 災害時医薬品等の確保対策	58
1 災害時医薬品等の調達	58
2 災害用血液製剤の確保	58
3 国有ワクチン等の供給	58
4 解毒剤の備蓄	58
参考資料・統計	
○神奈川県薬事審議会規則	59
○神奈川県薬物乱用対策推進本部規程	61
○神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領	64
○神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領	65
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱	66
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領	67
○神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱	69
○神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱	70
○神奈川県麻薬中毒審査会	72
○薬物クリーンかながわ推進会議規約	73
○神奈川県献血推進協議会要綱	78
○神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱	80
○神奈川県薬務関係団体組織図	81
○処方せん発行枚数、受取薬局・分業率の推移	82
○薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移	83
○医薬品等製造販売・製造業者数・生産（輸入）金額の推移	84
○年度別献血者数と献血量の推移	85
○令和2年度都道府県別献血状況	86

本概要において「医薬品医療機器等法」とは、
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を示す。

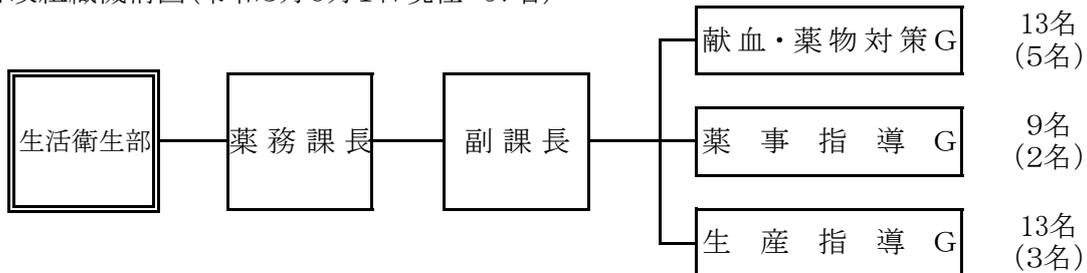
I 機構及び予算

1 機構

(1) 沿革

- ア 昭和21年11月 衛生部の新設に伴い薬務課(庶務、薬事、資材の3係)発足。
- イ 昭和37年10月 麻薬係を新設し、庶務薬事、薬事監視、薬事生産の4係となる。
- ウ 昭和40年 1月 機構改革により、庶務、薬事、監視、生産、麻薬の5係となる。
- エ 昭和43年 7月 機構改革により庶務係が廃止され、薬事、監視、生産、麻薬の4係となる。
- オ 昭和52年 5月 機構改革により係の廃止、新設で薬事、営業、生産の3係と麻薬・監視、安全・情報の2班となる。
- カ 昭和54年 6月 機構改革により営業指導、生産指導の2係と薬事・献血、麻薬・監視、安全・情報の3班となる。
- キ 昭和56年 6月 機構改革により薬事献血、麻薬・監視、安全・情報、営業・生産の4班となる。
- ク 平成 元年 4月 班の再編により管理・献血、監視指導、安全・情報、薬事指導の4班となる。
- ケ 平成 9年 4月 班の再編により管理・献血、薬事・安全情報、薬物対策、生産指導の4班となる。
- コ 平成17年 4月 機構改革により衛生部と福祉部が統合され、保健福祉部薬務課となる。また、管理・献血班の名称が献血推進班に変更される。
- サ 平成22年 4月 機構改革により保健福祉局生活衛生部薬務課となる。また、献血・薬物対策グループ、薬事指導グループ、生産指導グループの3グループ体制となる。
- シ 平成30年 4月 機構改革により健康医療局生活衛生部薬務課となる。

(2) 行政組織機構図(令和3年6月1日現在 37名)



※ ()内は臨時的任用職員、非常勤職員で内数

(3) 職員数

区分	事務職員	技術職員 (薬剤師)	計
人員	10名 (うち臨任1名・非常勤5名)	27名 (うち臨任2名・非常勤2名)	37名 (10名)

(4) 事務分掌

薬務課長	小笠原 規之
薬務課副課長	原田 賢
献血・薬物対策グループリーダー	中山 啓一
薬事指導グループリーダー	黒澤 淑子
生産指導グループリーダー	土屋 こづえ

(各グループ別分掌事務)

献血・薬物対策グループ (内線4964, 4965, 4972, 4973, 4974)

- 1 人事、服務、研修に関すること
- 2 県議会に関すること
- 3 課の予算編成に関すること
- 4 決算・監査に関すること
- 5 文書の管理に関すること
- 6 各種表彰事務に関すること
- 7 物品調達事務に関すること
- 8 総合計画策定に関すること
- 9 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることを除く)の施行に関すること
- 10 献血思想の普及啓発及び献血の表彰に関すること
- 11 献血推進協議会に関すること
- 12 薬剤師法の施行に関すること
- 13 薬剤師免許申請等の進達に関すること
- 14 大麻取締法、覚醒剤取締法(免許等に係るものを除く)、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び医薬品医療機器等法(指定薬物関係)の施行に関すること
- 15 麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤及びけしの取扱者等の免許、指定、届出に関すること
- 16 麻薬等違反事件の捜査に関すること
- 17 薬物乱用対策推進本部に関すること
- 18 麻薬等監視指導に関すること
- 19 覚醒剤等薬物乱用防止対策事業に関すること
- 20 危険ドラッグ対策に関すること
- 21 不正大麻・けし撲滅運動に関すること
- 22 麻薬等薬物相談員及び中毒者の観察指導に関すること
- 23 麻薬中毒者の措置入院及び麻薬中毒審査会に関すること
- 24 他グループに属しない事項に関すること

薬事指導グループ (内線4967, 4968, 4969, 4970)

- 1 医薬品医療機器等法(販売業関係)の施行に関すること
- 2 配置販売業の許可、届出、身分証明書の交付及び品目台帳の整備に関すること
- 3 医薬品医療機器等法にかかる行政処分(販売業関係)に関すること
- 4 薬局機能情報報告・公表制度の運用に関すること
- 5 薬事等監視指導(販売業関係)に関すること
- 6 医薬品等の収去・試買(販売業関係)に関すること
- 7 登録販売者試験及び販売従事登録に関すること
- 8 薬事講習会(販売業関係)の開催に関すること
- 9 薬剤師及び薬事監視員の研修に関すること
- 10 医薬分業の推進に関すること
- 11 かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着に関すること
- 12 医薬品等安全対策事業の企画に関すること
- 13 「薬と健康の週間」事業に関すること
- 14 薬物情報の収集、整理及び提供に関すること

- 15 薬物情報電話サービスに関する事
- 16 国有ワクチンのあっせんに関する事
- 17 災害時医薬品等の確保対策に関する事
- 18 医薬品及び医療材料の価格調査に関する事
- 19 医薬類似品(いわゆる健康食品)等の試買検査に関する事
- 20 毒物及び劇物取締法の施行(製造業及び輸入業を除く)に関する事
- 21 毒物劇物監視指導(製造業及び輸入業を除く)に関する事
- 22 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業を除く)に関する事
- 23 薬事審議会に関する事
- 24 後発医薬品の安心使用促進に関する事

生産指導グループ (内線4976, 4977, 4978, 4979, 4980)

- 1 医薬品医療機器等法(製造販売・製造業関係)の施行に関する事
- 2 医薬品等の製造販売・製造業の許可・登録及び医療機器修理業に関する事
- 3 医薬品及び医薬部外品の製造販売承認に関する事
- 4 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)等の指導に関する事
- 5 国家検定等に関する事
- 6 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることに限る)の施行に関する事
- 7 毒物劇物取扱者試験に関する事
- 8 毒物劇物監視指導(製造業及び輸入業に限る)に関する事
- 9 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業に限る)に関する事
- 10 毒物劇物製造業及び輸入業の登録、届出に関する事
- 11 薬事講習会(製造販売・製造業関係)の開催に関する事
- 12 医薬品医療機器等法に係る行政処分(製造販売・製造業関係)に関する事
- 13 薬事等監視指導(製造販売・製造業関係)に関する事
- 14 医薬品等の収去(製造販売・製造業関係)に関する事

(5) 監視員等配置状況

令和3年5月2日現在

区分		① 薬事監視員	② 毒物劇物監視員	③ 覚醒剤監視員	④ 麻薬取締員	⑤ 麻薬立入検査員	⑥ 麻薬中毒患者立会人	⑦ あへん監視員	⑧ 血液法の規定による立入検査員
本 庁	技術	28	26	24	6	24	6	7	17
	事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	28	26	24	6	24	6	7	17
保 健 福 祉 等	技術	98	82	62		58			
	事務								
	小計	98	82	62		58			
計		126	108	86	6	82	6	7	17

(根拠法令) ①医薬品医療機器等法第68条 ⑤麻薬及び向精神薬取締法第50条の38

②毒物及び劇物取締法第18条 ⑥ 〃 第58条の6

③覚醒剤取締法第33条 ⑦あへん法第44条

④麻薬及び向精神薬取締法第54条 ⑧安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第24条

(6) 行政対象の状況

業種	区市別		NO	県合計 (注6)	県 域							
					平	塚	秦	野	鎌	倉	三	崎
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	製造販売・製造業	第一種	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
		第二種(体外診断薬を除く)	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0
		体外診断用品	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0
		医薬品	4	241	9	6	6	4	10			
		体外診断薬を除く(注1)	5	89	4	3	0	0	8			
		体外診断薬に限る	6	25	1	1	1	0	0			
		薬局	7	241	9	6	6	4	10			
		医薬部外品製造販売業	8	53	4	1	1	0	0			
		医薬部外品製造業	9	132	5	8	1	0	12			
		化粧品製造販売業	10	140	4	5	8	0	2			
		化粧品製造業	11	222	5	10	5	0	14			
		医療機器第一種	12	28	0	1	0	0	0			
		医療機器第二種	13	63	1	0	0	0	3			
		医療機器第三種	14	42	3	1	0	0	0			
		医療機器製造業	15	234	6	7	0	0	6			
		医療機器修理業	16	277	5	6	2	1	4			
		再生医療等製品製造販売業	17	1	0	0	0	0	0			
		再生医療等製品製造業(注2)	18	4	0	0	0	0	0			
	小計	19	1,819	56	55	30	9	69				
	薬局	20	4,009	159	108	135	19	124				
	店舗販売業	21	1,509	57	48	39	8	60				
	卸売販売業	22	580	21	9	4	2	21				
	薬種商販売業	23	1	0	0	0	0	0				
	特例販売業	24	0	0	0	0	0	0				
	配置販売業	25	183	-	-	-	-	-				
	小計	26	6,282	237	165	178	29	205				
	医療機器	高度管理医療機器等	27	4,244	144	113	119	15	119			
	販売業	管理医療機器	28	22,244	739	491	573	68	618			
	医療機器	高度管理医療機器等	29	1,503	55	34	32	2	48			
	与業	管理医療機器	30	1,878	147	36	61	8	147			
	再生医療等製品販売業		31	47	1	1	1	0	2			
	計		32	38,017	1,379	895	994	131	1,208			
毒物及び劇物取締法	毒物劇物製造業	33	177	19	12	2	0	10				
	毒物劇物輸入業	34	109	7	1	2	0	2				
	毒物劇物一般販売業	35	2,331	120	56	49	8	101				
	毒物劇物農薬用品目販売業	36	189	20	14	3	12	21				
	毒物劇物特定品目販売業	37	60	6	0	1	1	4				
	特定毒物研究者	38	76	4	5	2	0	1				
	毒物劇物業務上取扱者	39	146	7	1	2	0	1				
	特定毒物使用者	40	9	0	1	0	0	2				
計		41	3,097	183	90	61	21	142				
大麻及び向精神薬取締法	大麻卸売業者	42	28	0	0	0	0	4				
	大麻小売業者	43	3,187	122	78	116	16	93				
	特定大麻等原料卸小売業者	44	152	11	2	2	1	7				
	大麻施用者※	45	16,306	435	913	641	54	325				
	大麻管理者※	46	1,009	35	29	50	7	36				
	大麻診療施設*	47	3,222	116	93	159	20	102				
	大麻研究者※	48	129	15	7	6	0	6				
	大麻研究施設*	49	78	7	6	5	0	3				
	向精神薬卸売業者	50	7	1	0	0	0	0				
	向精神薬試験研究施設	51	132	6	4	5	0	4				
計		52	24,250	748	1,132	984	98	580				
覚醒剤取締法	覚醒剤施用機関(注7)	53	3	0	0	0	0	0				
	覚醒剤研究者	54	28	0	2	2	0	0				
	覚醒剤原料取扱者	55	63	5	2	1	0	7				
	覚醒剤原料研究者	56	21	3	0	0	0	3				
計		57	115	8	4	3	0	10				
大麻研究者(注3)	58	16	0	0	0	0	0					
けし栽培者(注4)(注7)	59	1	0	0	0	0	0					
採血業(注5)	60	10	0	0	0	0	0					
行政対象数計(*を除く)	61	62,206	2,195	2,022	1,878	230	1,835					
施設数計(※を除く)	62	48,062	1,833	1,172	1,345	189	1,573					

(注1) 地方厚生局長許可施設5施設を含む。(注2) 地方厚生局長許可施設4施設

(注3) 大麻取締法(注4)あへん法(注5)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

令和3年3月末現在

(保健福祉事務所、保健福祉事務所センター)				保健所設置市							小計	NO
足柄上	厚	木大	和	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	藤沢市	茅ヶ崎市 (寒川町含む)			
0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	3	1	
0	1	0	1	7	2	0	1	0	1	11	2	
1	0	0	1	6	2	1	0	1	0	10	3	
3	10	11	59	101	33	28	9	10	1	182	4	
2	11	1	29	39	10	6	2	1	2	60	5	
2	1	1	7	10	3	4	1	0	0	18	6	
3	10	11	59	101	33	28	9	10	1	182	7	
1	4	3	14	25	6	4	1	3	0	39	8	
6	20	4	56	29	21	20	1	4	1	76	9	
1	9	6	35	77	12	9	0	7	0	105	10	
6	31	5	76	73	34	30	0	8	1	146	11	
1	0	2	4	16	6	1	0	1	0	24	12	
2	5	2	13	29	14	5	0	2	0	50	13	
1	3	0	8	22	5	4	1	2	0	34	14	
10	22	6	57	103	40	23	3	7	1	177	15	
4	28	8	58	150	36	19	2	11	1	219	16	
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	17	
1	0	0	1	1	2	0	0	0	0	3	18	
44	156	60	479	792	260	182	30	67	9	1,340	19	
50	208	131	934	1,626	608	310	193	224	114	3,075	20	
18	95	59	384	586	231	126	59	81	42	1,125	21	
8	87	20	172	230	66	59	20	22	11	408	22	
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	23	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	25	
76	390	210	1,490	2,443	905	495	272	327	167	4,609	26	
41	266	134	951	1,828	671	331	168	199	96	3,293	27	
231	1,569	601	4,890	9,429	2,746	2,257	1,182	1,197	543	17,354	28	
18	121	50	360	725	266	131	1	0	20	1,143	29	
50	350	121	920	501	146	224	5	3	79	958	30	
0	5	1	11	22	5	5	1	2	1	36	31	
460	2,857	1,177	9,101	15,740	4,999	3,625	1,659	1,795	915	28,733	32	
4	11	8	66	44	40	9	3	6	9	111	33	
1	2	3	18	53	22	4	5	3	4	91	34	
28	168	79	609	928	343	177	81	124	69	1,722	35	
10	23	4	107	22	6	34	4	10	6	82	36	
0	2	4	18	27	2	6	3	3	1	42	37	
1	6	1	20	32	11	6	4	2	1	56	38	
1	4	6	22	58	53	5	2	5	1	124	39	
0	0	0	3	5	1	0	0	0	0	6	40	
45	216	105	863	1,169	478	241	102	153	91	2,234	41	
0	7	0	11	9	3	2	1	2	0	17	42	
33	152	86	696	1,330	506	231	159	174	91	2,491	43	
1	19	6	49	56	18	7	3	15	4	103	44	
119	641	332	3,460	6,585	3,018	1,505	662	748	328	12,846	45	
17	56	32	262	401	142	77	49	57	21	747	46	
48	160	93	791	1,357	422	203	152	198	99	2,431	47	
2	4	0	40	46	14	15	2	10	2	89	48	
2	2	0	25	30	10	4	1	7	1	53	49	
0	1	0	2	3	1	0	0	1	0	5	50	
6	10	2	37	41	23	13	2	14	2	95	51	
228	1,052	551	5,373	9,858	4,157	2,057	1,031	1,226	548	18,877	52	
0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3	53	
0	0	0	4	16	4	1	0	2	1	24	54	
2	7	1	25	20	6	5	3	3	1	38	55	
0	1	0	7	5	8	0	0	0	1	14	56	
2	8	1	36	41	20	6	4	5	3	79	57	
0	0	0	0	14	1	0	0	0	1	16	58	
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	59	
0	2	0	2	5	2	0	0	1	0	8	60	
685	3,973	1,741	14,559	25,440	9,226	5,722	2,643	2,975	1,458	47,464	61	
597	3,434	1,470	11,613	19,795	6,484	4,332	2,083	2,365	1,207	36,266	62	

(注6)「行政対象数計」及び「施設数計」は、配置販売業のみ全県一括で表示しているため県合計と地域別内訳の計が一致しない。

(注7) 地方厚生局長許可を含む。

2 令和3年度 当初予算

(1)事業体系

会計01：一般会計	歳出ID	要求 分析区 分	県 性 質 別	予 算 額
款05：衛生費				
項04：医薬費				
目05：薬務費				
公会計事業0658: 献血・薬物対策費				
事業08：献血事業推進費				
細事業02：献血推進費				
細々事業09: 献血推進事業費	516140	A4	単C	1,217
事業19：麻薬等薬物乱用防止対策費				
細事業01：麻薬対策費				
細々事業01: 麻薬対策推進費	516150	A4	法義	2,427
細々事業02: 麻薬中毒者入院措置費	516168	A4	法義	210
細事業02：薬物乱用防止対策費				
細々事業01: 薬物乱用防止対策推進費	516151	A4	単C	15,380
細々事業03: 薬物乱用防止指導員協議会事業費補助	516153	A4	単B	1,620
公会計事業0659: 薬事指導費				
事業01：薬事指導費				
細事業01：薬事指導運営費				
細々事業01: 医薬品販売業許可等事務費	516001	A4	法義	37,908
細々事業02: 薬事審議会費	516002	A4	単A	1,389
細事業12：医薬分業体制整備事業費				
細々事業13: 薬局情報提供推進事業費	516146	D4	法義	4,752
細事業18：医薬品等製造業指導費				
細々事業01: 医薬品等製造販売・製造管理指導事業費	516105	A4	法義	2,159
細々事業02: 医薬品・医療機器等申請システム運営事業費	516106	A4	単C	1,585
細事業20：医薬品検定事務等調査費				
細々事業01: 検定及び経済調査費	516147	D5	国委	16,371
細事業22：薬局機能強化・連携体制構築事業費				
細々事業01: 薬局機能強化・連携体制構築事業費	516157	D5	国委	4,000
事業02：医薬品等安全対策費				
細事業02：医薬品等安全対策事業費				
細々事業01: 医薬品等安全対策推進事業費	516067	A4	単C	900
細事業08：医薬品情報等提供事業費補助				
細々事業01: 医薬品情報等提供事業費補助	516148	A4	単B	2,394
細事業09：毒物劇物取締及び取扱指導費				
細々事業01: 毒物劇物対策費	516149	A4	法義	2,137
細事業11：衛生研究所検査機器等更新事業費（薬務課）				
細々事業01: 衛生研究所検査機器等更新事業費（薬務課）	516159	B1	単C	15,823
事業13：災害時医薬品等確保体制整備事業費				
細事業01：災害時医薬品等確保体制整備事業費				
細々事業01: 災害時医薬品等確保体制整備事業費	516113	A4	単C	3,330
事業21：在宅医療推進費				
細事業02：在宅医療多職種連携推進事業費（医療介護基金）				
細々事業02: 在宅医療多職種連携推進事業費	516169	B1	単C	500
事業23：薬局感染拡大防止対策事業費補助				
細事業01：薬局感染拡大防止対策事業費補助				

(2) 総括

(単位:千円)

事業名	R3年度 当初予算額 (A)	R2年度 当初予算額 (B)	前年度対比 (A)-(B) (% A/B)	(A)の財源内訳		
				国庫支出金	特定財源	一般財源

公会計事業:0658献血・薬物対策費

1 献血事業推進費	1,217	3,938	△ 2,721 (30.90)	0	(財産収入) 3,982	△ 2,765
2 麻薬等薬物 乱用防止対策費	19,637	25,974	△ 6,337 (75.60)	(国庫負担金) 142	(負担金) 20 (使手) 23,278	△ 3,803

公会計事業:0659薬事指導費

3 薬事指導費	68,164	69,815	△ 1,651 (97.64)	(委託金) 20,371	(使手) 94,801 (諸収入) 1	△ 47,009
4 医薬品等安全対策費	21,254	19,467	1,787 (109.18)	0	(使手) 8,893	12,361
5 災害時医薬品等 確保体制整備事業費	3,330	3,629	△ 299 (91.76)	0	(諸収入) 1,627	1,703
6 在宅医療推進費	500	1,000	△ 500 (50.00)	0	(繰入金) 500	0

合計	114,102	123,823	△ 9,721 (92.15)	20,513 (国庫負担金) 142 (委託金) 20,371	133,102 (負担金) 20 (使手) 126,972 (財産収入) 3,982 (繰入金) 500 (諸収入) 1,628	△ 39,513
----	---------	---------	--------------------	---	--	----------

A4	72,656	79,893	△ 7,237	142	132,602	△ 60,088
B1	16,323	14,286	2,037	0	500	15,823
D1	0	0	0	0	0	0
D4	4,752	4,752	0	0	0	4,752
D5	20,371	24,892	△ 4,521	20,371	0	0

(3) 事業別内訳

事業名	R3年度 当初 予算額	財源内訳			説明	R2年度 当初 予算額
		国庫 支出金	特定 財源	一般 財源		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 献血事業推進費 (財源内訳) ・ 土地建物等貸付収入(薬務課) 3,982千円	1,217	0	3,982	△ 2,765	(1) 献血推進費 ア 献血推進事業費 1,217	3,938
2 麻薬等薬物乱用防止 対策費 (財源内訳) ・ 麻薬中毒者入院措置費 自己負担金 20千円 ・ 薬事業務手数料 23,278千円 ・ 麻薬中毒者入院措置費 国庫負担金 142千円	19,637	142 (国庫負担金) 142	23,298 (負担金) 20 (使手) 23,278	△ 3,803	(1) 麻薬対策費 2,637 ア 麻薬対策推進費 2,427 イ 麻薬中毒者入院措置費 210 (2) 薬物乱用防止対策費 17,000 ア 薬物乱用防止対策推進費 15,380 イ 薬物乱用防止指導員協議会事業費 補助(補助率10/10) 1,620	25,974
3 薬事指導費 (財源内訳) ・ 薬事業務手数料 94,801千円 ・ 薬事経済調査費委託金 2,624千円 ・ 検定検査事務費等委託金 13,747千円 ・ 薬事指導費委託金 4,000千円 ・ 労働保険料立替収入(薬務課) 1千円	68,164	20,371 (委託金) 20,371	94,802 (使手) 94,801 (諸収入) 1	△ 47,009	(1) 薬事指導運営費 39,297 ア 医薬品販売業許可等事務費 37,908 イ 薬事審議会費 1,389 (2) 医薬分業体制整備事業費 4,752 ア 薬局情報提供推進事業費 4,752 (3) 医薬品等製造業指導費 3,744 ア 医薬品等製造販売・製造管理 指導事業費 2,159 イ 医薬品・医療機器等申請システム 運営事業費 1,585 (4) 医薬品検定事務等調査費 16,371 ア 検定及び経済調査費 (国 10/10) 16,371 (5) 薬局機能強化・連携体制構築 事業費 4,000 ア 薬局機能強化・連携体制構築事業費 (国 10/10) 4,000	69,815

事業名	R3年度 当初 予算額	財源内訳			説明	R2年度 当初 予算額
		国庫 支出金	特定 財源	一般 財源		
4 医薬品等安全対策費 (財源内訳) ・ 薬事業務手数料 8,893千円	21,254	0	8,893	12,361	(1) 医薬品等安全対策事業費 900 ア 医薬品等安全対策推進 事業費 900 (2) 医薬品情報等提供事業費 補助 2,394 ア 医薬品情報等提供事業費 補助(補助率1/3) 2,394 (3) 毒物劇物取締及び取扱 指導費 2,137 ア 毒物劇物対策費 2,137 (4) 衛生研究所検査機器等 更新事業費 15,823 ア 衛生研究所検査機器等 更新事業費 15,823	19,467
5 災害時医薬品等確保体制整備事業費 (財源内訳) ・ 事業収入 1,627千円	3,330	0	1,627	1,703	(1) 災害時医薬品等確保体制 整備事業費 3,330 ア 災害時医薬品等確保体制 整備事業費 3,330	3,629
6 在宅医療推進費 (財源内訳) ・ 地域医療介護総合確保 基金繰入金(薬務課) 500千円	500	0	500	0	(1) 在宅医療多職種連携推進 事業費(医療介護基金) 500 ア 在宅医療多職種連携推進 事業費 500	1,000
合計	114,102	20,513	133,102	△ 39,513		123,823

(4) 事業の概要

No.	細々事業名	事業内容						
1	献血推進事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,217</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,938</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 2,721</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 1,217	2年度当初 予 算 額	千円 3,938	比 較 増 減	千円 △ 2,721	安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、神奈川県献血推進計画を定め、若年層を中心に広く県民に献血を呼びかけるなど、献血思想の普及啓発を行う。 (※R3年度は普及啓発の一部は実施見送り)
3年度当初 予 算 額	千円 1,217							
2年度当初 予 算 額	千円 3,938							
比 較 増 減	千円 △ 2,721							
2	麻薬対策推進費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,427</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,939</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 512</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 2,427	2年度当初 予 算 額	千円 2,939	比 較 増 減	千円 △ 512	医療用麻薬等の適正使用のため、麻薬取扱者等の免許事務及び監視指導を行う。 また、麻薬中毒者等の社会復帰を支援するため、麻薬等薬物相談員による観察指導等を行う。
3年度当初 予 算 額	千円 2,427							
2年度当初 予 算 額	千円 2,939							
比 較 増 減	千円 △ 512							
3	麻薬中毒者入院措置費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 210</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 420</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 210</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 210	2年度当初 予 算 額	千円 420	比 較 増 減	千円 △ 210	麻薬中毒者に対し必要な治療を行うため、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、薬物乱用のおそれが著しい麻薬中毒者を入院させ、その費用を負担する。
3年度当初 予 算 額	千円 210							
2年度当初 予 算 額	千円 420							
比 較 増 減	千円 △ 210							
4	薬物乱用防止対策推進費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 15,380</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 20,995</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 5,615</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 15,380	2年度当初 予 算 額	千円 20,995	比 較 増 減	千円 △ 5,615	「薬物にクリーンな神奈川」を実現するため、薬物乱用対策推進本部等による乱用防止体制の充実に取り組むとともに、麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用防止の普及啓発の充実や検査分析を行う。 (※R3年度は普及啓発の一部は実施見送り)
3年度当初 予 算 額	千円 15,380							
2年度当初 予 算 額	千円 20,995							
比 較 増 減	千円 △ 5,615							
5	薬物乱用防止指導員協議会 事業費補助 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,620</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,620</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 1,620	2年度当初 予 算 額	千円 1,620	比 較 増 減	千円 0	地域における薬物乱用防止啓発活動を行うため、街頭イベントや講演会開催等に対して補助する。 (1) 事業主体 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会 (2) 負担割合 県 10/10
3年度当初 予 算 額	千円 1,620							
2年度当初 予 算 額	千円 1,620							
比 較 増 減	千円 0							

No.	細々事業名	事業内容						
6	医薬品販売業許可等事務費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 37,908</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 34,641</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 3,267</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 37,908	2年度当初 予 算 額	千円 34,641	比 較 増 減	千円 3,267	医薬品等の販売、取扱いなどにおける安全性と品質を確保するため、医薬品販売業等の許可事務、薬局等の監視指導等を行う。 また、登録販売者の試験及び登録事務を行うとともに、薬事関係の許認可情報を一元化するシステムを運用する。
3年度当初 予 算 額	千円 37,908							
2年度当初 予 算 額	千円 34,641							
比 較 増 減	千円 3,267							
7	薬事審議会費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,389</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,227</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 162</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 1,389	2年度当初 予 算 額	千円 1,227	比 較 増 減	千円 162	知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議し、答申又は意見建議を得るため、神奈川県薬事審議会を運営する。
3年度当初 予 算 額	千円 1,389							
2年度当初 予 算 額	千円 1,227							
比 較 増 減	千円 162							
8	薬局情報提供推進事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,752</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,752</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 4,752	2年度当初 予 算 額	千円 4,752	比 較 増 減	千円 0	県民が適切に薬局を選択できるよう支援するため、ウェブサイト「かながわ医療情報検索サービス」を運用し、県民に情報提供する。
3年度当初 予 算 額	千円 4,752							
2年度当初 予 算 額	千円 4,752							
比 較 増 減	千円 0							
9	医薬品等製造販売・製造管理 指導事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,159</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,674</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 515</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 2,159	2年度当初 予 算 額	千円 2,674	比 較 増 減	千円 △ 515	安全で高品質な医薬品・医療機器等の製造・販売を推進するため、医薬品等の製造管理及び品質管理の基準（GMP）等に基づく指導を行う。
3年度当初 予 算 額	千円 2,159							
2年度当初 予 算 額	千円 2,674							
比 較 増 減	千円 △ 515							
10	医薬品・医療機器等申請 システム運営事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,585</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,629</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 44</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 1,585	2年度当初 予 算 額	千円 1,629	比 較 増 減	千円 △ 44	医薬品等の許認可事務を合理化・迅速化するため、国が導入した医薬品等FD申請システムを運用する。
3年度当初 予 算 額	千円 1,585							
2年度当初 予 算 額	千円 1,629							
比 較 増 減	千円 △ 44							

No.	細々事業名	事業内容						
11	検定及び経済調査費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 16,371</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 19,892</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 3,521</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 16,371	2年度当初 予 算 額	千円 19,892	比 較 増 減	千円 △ 3,521	医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、国の委託により、後発医薬品の品質評価を行うとともに、医薬品等の生産・輸入価格等の調査を行う。 (1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国 10/10
3年度当初 予 算 額	千円 16,371							
2年度当初 予 算 額	千円 19,892							
比 較 増 減	千円 △ 3,521							
12	薬局機能強化・連携体制構築事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,000</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 5,000</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 1,000</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 4,000	2年度当初 予 算 額	千円 5,000	比 較 増 減	千円 △ 1,000	「患者のための薬局ビジョン」を推進し、薬局機能を強化するため、国が提供するテーマ別モデル事業を実施する。 (1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国 10/10
3年度当初 予 算 額	千円 4,000							
2年度当初 予 算 額	千円 5,000							
比 較 増 減	千円 △ 1,000							
13	医薬品等安全対策推進事業費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 900</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,666</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 766</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 900	2年度当初 予 算 額	千円 1,666	比 較 増 減	千円 △ 766	医薬品の適正使用による保健医療向上のため、県民を対象とした医薬品の副作用等の電話相談に応じるとともに、医薬類似品の試買検査を行い、違法製品を排除する。 そのほか、県民・医療関係者（薬剤師等）の漢方薬への理解を促進するため、講演会開催などの普及啓発を行う。（※R3年度は普及啓発は実施見送り）
3年度当初 予 算 額	千円 900							
2年度当初 予 算 額	千円 1,666							
比 較 増 減	千円 △ 766							
14	医薬品情報等提供事業費補助 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,394</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,394</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 2,394	2年度当初 予 算 額	千円 2,394	比 較 増 減	千円 0	医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師、医師及び歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業、県民向け啓発事業に対して補助する。 (1) 事業主体 (公社)神奈川県薬剤師会 (2) 負担割合 県1/3、県薬剤師会 2/3
3年度当初 予 算 額	千円 2,394							
2年度当初 予 算 額	千円 2,394							
比 較 増 減	千円 0							
15	毒物劇物対策費 <table border="1"> <tr> <td>3年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,137</td> </tr> <tr> <td>2年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,121</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 16</td> </tr> </table>	3年度当初 予 算 額	千円 2,137	2年度当初 予 算 額	千円 2,121	比 較 増 減	千円 16	毒物劇物による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物製造業者等の登録事務及び監視指導等を行う。また、毒物劇物取扱者試験を実施する。
3年度当初 予 算 額	千円 2,137							
2年度当初 予 算 額	千円 2,121							
比 較 増 減	千円 16							

II 薬事指導

1 薬事審議会

神奈川県薬事審議会は、医薬品医療機器等法第3条の規定及び附属機関の設置に関する条例に基づき昭和36年10月1日に設置され、知事の諮問に応じ薬事に関する重要事項を調査審議のうえ結果報告又は意見建議を行うものであり、現在、学識経験者11名、薬事関係者6名、消費者代表者3名が委員に委嘱されている。

また、昭和55年度から特別の事項を調査審議させるために規則改正を行い、部会及び専門委員を設置している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、書面開催とした。

開催日	審議内容
令和3年3月11日～22日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会報告事項について ・医薬品医療機器等法の一部を改正する法律の概要について ・薬局の機能に関する認定制度の創設について

2 薬剤師の状況

(1) 薬剤師数（薬剤師法の規定に基づく届出数）

隔年12月末現在

項目 年	総 数		従 事 内 訳			
	全 国	神奈川県(全国比)	薬 局	医療機関	計	その 他
H30年	311,289人	22,913人 (7.4%)	15,004人	3,619人	18,623人	4,290人
H28年	301,323人	22,104人 (7.3%)	14,610人	3,430人	18,040人	4,064人
H26年	288,151人	21,541人 (7.5%)	13,846人	3,227人	17,073人	4,468人
H24年	280,052人	20,212人 (7.2%)	12,775人	3,001人	15,776人	4,436人
H22年	276,517人	19,610人 (7.1%)	12,201人	2,926人	15,127人	4,483人
H20年	267,751人	17,650人 (6.6%)	10,729人	2,741人	13,470人	4,180人
H18年	252,533人	16,507人 (6.5%)	9,866人	2,605人	13,470人	4,036人
H16年	241,369人	15,672人 (6.5%)	9,207人	2,517人	12,471人	3,948人
H14年	229,744人	14,930人 (6.5%)	8,446人	2,525人	11,724人	3,959人
H12年	217,477人	14,147人 (6.5%)	7,726人	2,584人	10,971人	3,837人

(注)昭和57年より隔年届出

(2) 薬剤師免許事務処理状況

令和2年度

区分	申 請					計	前年度計
	免許申請	免許証書換 交付申請	免許証 再交付申請	名簿訂正 申請	名簿登録 削除申請		
処理件数	844	522	51	14	17	1,448	1,627

3 薬局及び医薬品等販売業等の状況

(1) 薬局・医薬品等販売業者数

各年度3月末現在

年度	業種 薬局	薬局製造販売医薬品		卸売販売業	薬種商販	特例販売業	配置業	医療機器販売業		医療機器貸与業		再生医療品業	計	
		製造販売業	製造業					高度管理医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器	管理医療機器			
2年度	4,009	241	241	1,509	580	1	0	183	4,244	22,244	1,503	1,878	47	36,680
元年度	3,952	231	231	1,486	577	1	0	195	4,123	22,109	1,444	1,884	45	36,278
30年度	3,888	231	231	1,461	581	1	0	200	4,011	21,803	1,256	1,333	45	35,041
29年度	3,836	254	254	1,427	583	1	0	215	3,931	21,742	1,209	1,404	44	34,900
28年度	3,825	267	267	1,403	576	1	1	215	3,862	21,079	1,143	1,177	41	33,857

(2) 薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数

令和2年度

業種 許可等の種類	薬局	薬局製造販売医薬品		医薬品業	医薬品配置者	高度管理医療機器等販売業貸与業	管理医療機器販売業貸与業	再生医療等製品販売業	登録販売者販売従事登録	計	
		製造販売業	製造業								
新規許可・届出	(230) 291	(10) 16	(10) 16	(115) 151	— 163	(291) 364	(571) 847	(3) 3	— 565	(1,230) 2,416	
許可更新申請	(263) 369	(10) 13	(10) 13	(99) 145	— —	(254) 351	— —	(1) 2	— —	(637) 893	
製造販売承認申請	—	(429) 436	—	—	—	—	—	—	—	(429) 436	
製造販売届	—	(9) 12	—	—	—	—	—	—	—	(9) 12	
製造販売承認事項 軽微変更届	—	(0) 0	—	—	—	—	—	—	—	0 0	
許可証等書換 交付申請	(37) 44	(0) 0	(0) 0	(27) 35	— 16	(40) 48	— —	(0) 0	— 87	(104) 230	
許可証等 再交付申請	(1) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	— 0	(0) 1	— —	(0) 0	— 37	(1) 40	
医薬品販売先等 変更許可申請	—	—	—	(0) 0	— —	— —	— —	— —	— —	(0) 0	
管理者兼務 許可申請	(148) 201	—	(0) 0	(22) 30	— —	(0) 0	— —	(0) 0	— —	(170) 231	
変更届	構造設備	(129) 173	—	(1) 1	(88) 144	— —	(140) 187	(28) 64	(2) 2	— —	(388) 571
	管理者	(830) 1,070	(7) 9	(7) 9	(493) 635	— —	(768) 986	(338) 749	(8) 9	— —	(2,451) 3,467
	その他	(10,011) 12,660	(9) 10	(9) 10	(2,510) 3,167	— —	(590) 763	(118) 275	(15) 22	— 100	(13,262) 17,007
	変更届計	(10,970) 13,903	(16) 19	(17) 20	(3,091) 3,946	— —	(1,498) 1,936	(484) 1,208	(25) 33	— 100	(16,101) 21,165
廃止届	(160) 219	(5) 7	(5) 7	(85) 125	— 34	(170) 217	(317) 462	(2) 2	— 2	(744) 1,075	
休止届・再開届	(12) 19	(0) 1	(0) 1	(10) 13	— —	(12) 20	(17) 24	(0) 0	— —	(51) 78	
管理者兼務 廃止届	(106) 149	—	(0) 0	(19) 25	— —	(0) 0	— —	(0) 0	— —	(125) 174	
取扱処方箋数届	(1,436) 1,844	—	—	—	—	—	—	—	—	(1,436) 1,844	
計	(13,363) 17,041	(479) 504	(42) 57	(3,468) 4,470	— 213	(2,265) 2,937	(1,389) 2,421	(31) 40	— 791	(21,037) 28,474	
前年度計 (参考)	(14,415) 25,232	(77) 95	(62) 74	(3,938) 5,039	— 274	(2,514) 3,204	(1,384) 2,490	(10) 14	— 1,031	(22,400) 37,453	

(注) ()内は保健所設置市内数

4 薬事監視指導

(1) 薬事監視指導実施状況

医薬品等の製造販売・製造業並びに薬局及び医薬品等販売業等に対して立入検査を実施した。

製造販売業に対しては、品質管理の向上及び安全管理の一層の推進を図るため、GQP、GVP、体制QMSに基づく指導を実施した。

製造業に対しては、GMP等に基づき製造所の構造設備、医薬品等の品質、製造工程の管理に重点を置くとともに、諸外国への輸出用医薬品等のGMP証明に係る監視を実施した。

薬局・医薬品等販売業については、医薬品等の取扱い及び管理状況、偽造医薬品の流通防止等に重点をおいて監視を実施した。

薬事監視指導状況

令和2年度

業種	事項	県					保健所設置市					合計					
		許可・登録・届出	監視指導施設数	監視率(%)	違反発見施設数	違反率(%)	許可・届出施設数	監視指導施設数	監視率(%)	違反発見施設数	違反率(%)	許可・登録・届出	監視指導施設数	監視率(%)	違反発見施設数	違反率(%)	
医薬品	薬局	934	425	45.5	-	0.0	3,075	543	17.7	26	4.8	4,009	968	24.1	26	2.7	
	医薬品製造業	第一種	4	2	50.0	-	0.0						4	2	50.0	-	0.0
		第二種 (体外診断薬を除く)	12	3	25.0	-	0.0						12	3	25.0	-	0.0
		体外診断薬	11	4	36.4	-	0.0						11	4	36.4	-	0.0
	医薬品製造業	薬局	59	15	25.4	-	0.0	182	28	15.4	1	3.6	241	43	17.8	1	2.3
		体外診断薬を除く※1	89	46	51.7	1	2.2						89	46	51.7	1	2.2
		体外診断薬に限る	25	6	24.0	-	0.0						25	6	24.0	-	0.0
	薬局	59	15	25.4	-	0.0	182	26	14.3	-	0.0	241	41	17.0	-	0.0	
	店舗販売業	384	107	27.9	-	0.0	1,125	199	17.7	5	2.5	1,509	306	20.3	5	1.6	
	卸売販売業	172	52	30.2	-	0.0	408	59	14.5	3	5.1	580	111	19.1	3	2.7	
	薬種商販売業	-	-	-	-	0.0	1	-	0.0	-	-	1	-	0.0	-	-	
	特例販売業	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	
	配販売業	183	-	-	-	0.0						183	-	0.0	-	-	
	配置従事者	349	-	-	7	0.0						349	-	-	7	0.0	
	業務上取扱う施設		31		2	6.5				1	0.0		31		3	9.7	
	医薬部外品	医薬部外品製造販売業	53	8	15.1	-	0.0						53	8	15.1	-	0.0
医薬部外品製造業		132	30	22.7	-	0.0						132	30	22.7	-	0.0	
販売業			237		-	0.0		38		-	0.0		275		-	0.0	
業務上取扱う施設		13		-	0.0							13		-	0.0		
化粧品	化粧品製造販売業	140	29	20.7	-	0.0						140	29	20.7	-	0.0	
	化粧品製造業	222	65	29.3	-	0.0						222	65	29.3	-	0.0	
	販売業		239		1	0.4		35		-	0.0		274		1	0.4	
	業務上取扱う施設		13		-	0.0							13		-	0.0	
	医療機器	医療機器第一種製造販売業	28	4	14.3	-	0.0						28	4	14.3	-	0.0
医療機器第二種製造販売業		63	11	17.5	-	0.0						63	11	17.5	-	0.0	
医療機器第三種製造販売業		42	7	16.7	-	0.0						42	7	16.7	-	0.0	
医療機器製造業		234	46	19.7	-	0.0						234	46	19.7	-	0.0	
医療機器修理業		277	68	24.5	-	0.0						277	68	24.5	-	0.0	
販売業		高度管理医療機器等	951	356	37.4	-	0.0	3,293	433	13.1	-	0.0	4,244	789	18.6	-	0.0
		管理医療機器	4,890	620	12.7	-	0.0	17,354	290	1.7	5	1.7	22,244	910	4.1	5	0.5
		一般医療機器		138		-	0.0						138		-	0.0	
		高度管理医療機器等	360	129	35.8	-	0.0	1,143	133	11.6	-	0.0	1,503	262	17.4	-	0.0
		管理医療機器	920	351	38.2	-	0.0	958	36	3.8	-	0.0	1,878	387	20.6	-	0.0
一般医療機器		133		-	0.0						133		-	0.0			
業務上取扱う施設		2		-	0.0				2			2		2	100.0		
再生医療等製品	再生医療等製品製造販売業	1	0	0.0	-	0.0						1	0	0.0	-	0.0	
	再生医療等製品製造業※2	4	-	-	-	-						4	-	-	-	-	
	再生医療等製品販売業	11	3	27.3	-	0.0	36	2	5.6	-	0.0	47	5	10.6	-	0.0	
業務上取扱う施設		9		-	0.0							9		-	0.0		
小計		10,609	3,217	30.3	11	0.3	27,757	1,822	6.6	43	2.4	38,366	5,039	13.1	54	1.1	
指定薬物を取り扱う施設			-	-	-	0.0						-	-	-	-	0.0	
総計		10,609	3,217	30.3	11	0.3	27,757	1,822	6.6	43	2.4	38,366	5,039	13.1	54	1.1	

※1医薬品製造業(体外診断薬を除く)は、地方厚生局長許可施設5施設を含む。

※2再生医療等製品製造業は、地方厚生局長許可施設4施設。

薬事監視指導結果違反内訳一覧表

令和2年度

業種	事項	許可・登録・届出施設数	監視指導施設数	違反発見施設数	違反内容※1											措置※2			
					無許可・無登録・無届業	無承認・無認証品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	医薬品販売業者の管理者に係る違反	品質管理の不備	その他	計	停止許可取消・登録取消・業務等	報告書等	計	
医薬品	薬局	934	425	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	-	0	
	医薬品製造販売業	第一種	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		第二種 (体外診断薬を除く)	12	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	医薬品製造業	体外診断薬	11	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
		薬局	59	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		体外診断薬を除く	89	46	1	2	/	-	2	-	-	-	-	-	2	6	-	5	5
	医薬品製造業	体外診断薬に限る	25	6	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		薬局	59	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	品	店舗販売業	384	107	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	-	1	1
		卸売販売業	172	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
特例販売業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
配販置		販売業	183	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		従事者	349	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	7	7
業務上取扱う施設		/	31	2	/	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	2	2	
医薬部外品	医薬部外品製造販売業	53	8	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	
	医薬部外品製造業	132	30	-	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	
	販売業	/	237	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	業務上取扱う施設	/	13	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
化粧品	化粧品製造販売業	140	29	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	6	6	
	化粧品製造業	222	65	-	3	/	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	2	
	販売業	/	239	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	業務上取扱う施設	/	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
医療機器	医療機器製造販売業	第一種	28	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	
		第二種	63	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	1	1	
		第三種	42	7	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	3	
	医療機器製造業	234	46	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	医療機器修理業	277	68	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	販売業	高度管理医療機器等	951	356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		管理医療機器	4,890	620	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	2	2
		一般医療機器	/	138	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		高度管理医療機器等	360	129	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	貸与業	高度管理医療機器等	920	351	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
管理医療機器		/	133	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
一般医療機器		/	133	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
業務上取扱う施設	/	2	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0		
再生医療等製品	再生医療等製品製造販売業	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	再生医療等製品製造業	4	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	再生医療等製品販売業	11	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	業務上取扱う施設	/	9	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
小計		10,609	3,217	11	18	3	1	3	3	0	1	0	0	4	33	0	36	36	
指定薬物を取り扱う施設		/	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	0	-	-	0	
総計		10,609	3,217	11	18	3	1	3	3	0	1	0	0	4	33	0	36	36	

※1 令和2年度中に発見した違反の内容(令和2年度中未措置の違反を含む)

※2 令和2年度中に行った違反措置の件数(令和元年度以前に発見した違反を含む)

(2) 医薬品等の品質検査

医薬品等の品質確保を図るため、令和2年度は7件の収去による品質検査を行った。

収去による品質検査

令和2年度

検査機関	品 目		検体数	不適件数	検査項目	不適理由
衛生研究所	医薬品	医療用医薬品	1	0	承認規格	-
	化粧品	ハンドジェル	5	0	メタノール、防腐剤等	-
	医療機器	単回使用視力補正用 色付コンタクトレンズ	1	0	外観試験・無菌試験	-
計			7	0		

(3) 医薬品等の違反発見状況

令和2年度中の医薬品等の違反品は延べ111品目で、違反施設数は15施設であり、その状況は次のとおりである。なお、これらの違反品は回収・廃棄などを行ったほか、関係都道府県に措置依頼の通報を行った。

分類	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	計	発見者		原因		施設計
						本県	他県	本県	他県	
無許可品	4		9	-	13	6	-	6	-	6
不良品	-	-	-	2	2	1	-	1	-	1
不正表示品	3	-	-	-	3	3	-	3	-	3
広告違反品	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0
その他	54	-	1	38	93	3	2	5	-	5
計	61	0	10	40	111	13	2	15	0	15

5 医薬類似品等の監視指導

健康食品等は、消費者の健康志向に合わせて多種多様の製品が流通しており、その販売方法も医薬品的効能効果を標ぼうするなど、問題の多いものがあることから、これら医薬類似品等の実態の把握及び監視指導のため試買検査を実施した。また、試買検査を行った製品以外の健康食品等についても、広告などの内容の検査を実施した。

(1) 健康食品等の試買検査等状況

対象業者 通信販売業者等

対象品目 健康食品

年度	項目 検体数	薬効標ぼう数		分析結果			検出された医薬品成分
		違反数	違反率	検体数	違反数	違反率	
2年度	30	9	30.00%	30	4	13.3%	タダラフィル(4検体)
元年度	30	0	-	30	0	-	
30年度	30	0	-	30	0	-	
29年度	30	0	-	30	0	-	
28年度	30	2	6.67%	30	2	6.7%	5-HTP(1検体)、インヨウカク(1検体)

(2) 健康食品等の違反状況

試買検査以外の健康食品や健康器具等について、医薬品医療機器等法違反に該当しているもの5件(6品目)を発見、措置した。

ア 健康食品の違反状況

令和2年度

種類	項目	発見場所		発見の端緒					措置			
		本県	他県	新聞雑誌	チラシ広告	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
果実・果肉加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
緑葉植物加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
藻類加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
海草類加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
菌茸類加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物種子加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
穀類胚芽加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物性油脂類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
食物繊維等加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
生薬類加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物発酵品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
花粉加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ローヤルゼリー		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
は虫類加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
動物性油脂類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
骨粉等加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
貝類加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
イオン水等飲料		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
鉱物等加工品		1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1
その他の健康食品		-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	1
計		1	1	0	0	2	0	0	0	2	0	2

イ 健康器具等の違反状況

令和2年度

種類	項目	発見場所		発見の端緒					措置			
		本県	他県	新聞雑誌	チラシ等	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
健康器具等に効能効果を標ぼうしたものの		2	1	-	-	3	-	-	-	3	-	3

6 薬事講習会の開催

薬局・医薬品販売業者、医薬品製造販売・製造業者等を対象として、関係法令等について、十分な理解と認識を深めるため薬事講習会を開催した。

対象業者		年度	2年度		元年度	
		項目	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
薬 医 薬 品 販 売 業 者 局 者	薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業 者		0	0	1	40
	関 係 団 体 主 催 の 講 習 会		7	298	13	637
	小 計		7	298	14	677
医 薬 品 等 製 造 関 係 団 体 主 催 の 講 習 会			1	401	2	315
合 計			8	699	16	992

7 登録販売者試験

年度	2年度	元年度	30年度
実施期日	令和2年12月20日	令和元年9月8日	平成30年9月9日
申込者数	3,548人	4,050人	4,041人
受験者数	2,671人	3,396人	3,442人
合格者数	1,033人	956人	1,357人
合格率	38.7%	28.2%	39.4%

8 医薬品等価格調査

厚生労働大臣の定める薬価基準等の基礎資料を作成することを目的として、国からの委託により行う医薬品等の価格調査は、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年度は実施されなかった。

(1) 医薬品価格調査

- ・他計調査
実施せず。

- ・自計調査
実施せず。

(2) 特定保険医療材料価格調査

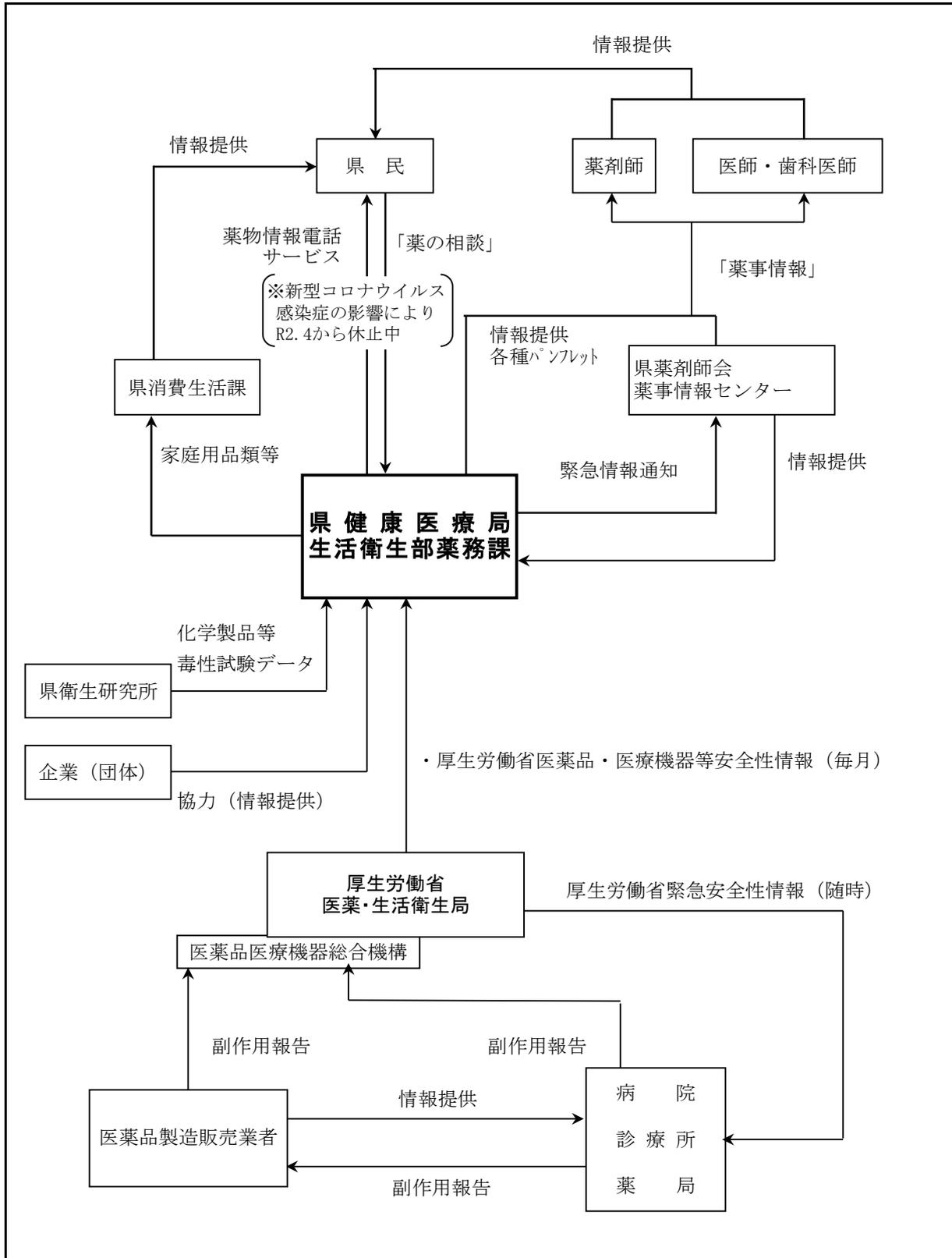
- ・他計調査
実施せず。

- ・自計調査
実施せず。

Ⅲ 医薬品等の安全対策

1 薬事情報の収集・提供

医薬品等の安全性・有効性を確保し、医薬品等による県民の健康被害を防止するため、各種情報を収集するとともに、県民及び医療機関に対し必要な情報を提供している。



(1) 薬物情報電話サービス

医薬品の副作用や化学製品等の安全性に関する情報を提供するため、昭和51年9月から電話サービスの窓口を設け、薬剤師が県民からの問い合わせに応じている。なお令和2年度については、新型コロナウイルスまん延防止を図る業務体制のため、令和2年4月16日より本電話サービスを休止した。

- 提供する情報の種類
- ・医薬品の効能効果、使用上の注意などに関する情報
 - ・急性薬物中毒に関する情報

ア 問い合わせ状況

内 容		2年度	元年度	30年度	29年度
医薬品の効能・副作用に関すること		29(85.3%)	799(88.6%)	1,130(91.1%)	950(88.0%)
内 訳	医療用医薬品	26(76.5%)	775(85.9%)	1,107(89.2%)	923(85.5%)
	一般用医薬品	3(8.8%)	24(2.7%)	23(1.9%)	27(2.5%)
誤飲・誤食の処置に関すること		3(8.8%)	54(6.0%)	72(5.8%)	85(7.9%)
内 訳	医薬品等	3(8.8%)	50(5.5%)	68(5.5%)	80(7.4%)
	家庭用品類	0(0.0%)	4(0.4%)	4(0.3%)	5(0.5%)
化学製品の安全性に関すること		0(0.0%)	1(0.1%)	6(0.5%)	6(0.6%)
そ の 他		2(5.9%)	48(5.3%)	33(2.7%)	38(3.5%)
合 計		34(100%)	902(100%)	1,241(100%)	1,079(100%)

イ 問い合わせ件数の推移

年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
件数	34	902	1,241	1,079	1,022	797	834	807

(2) 薬事情報センター事業の助成

県薬剤師会薬事情報センターが実施する薬剤師、医師、歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業に対する助成を行い、その情報機能の強化充実を図っている。

ア 薬事情報センターの概要

- ・事業主体 公益社団法人神奈川県薬剤師会
- ・開設時期 昭和46年4月 [県補助開始 昭和53年4月]・職員数 2名

イ 情報提供件数

年 度	2年度			
利用者 区分 質問・項目	薬剤師会 会 員	医師会・歯 科医師会員	その他	計
医 薬 品 一 般 メーカー名、成分、 薬効、薬理作用	16 (1.8%)	0	25 (46.3%)	41 (4.3%)
保険・薬価・再評価	537 (59.4%)	2 (100.0%)	4 (7.4%)	543 (56.6%)
副作用・相互作用 ・毒性・催奇形性	2 (0.2%)	0	3 (5.6%)	5 (0.5%)
誤 飲 ・ 誤 用 ・ リ ス ク	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)
そ の 他 ※	349 (38.6%)	0	22 (40.7%)	371 (38.6%)
合 計	904	2	54	960
県 補 助 金	2,394千円			

※その他:文献・新聞、ドーピング、薬事関係法規等

2 薬事知識の普及啓発

「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)に県内各地で開催される健康まつりなどの中で、パネル展示・薬の相談等を行った。

項目	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
開 催 回 数	55 回	51回	49回	60回	66回
開 催 延 日 数	155 日間	52日間	50日間	60日間	66日間
総 入 場 者 数	2,022 人	25,225人	21,043人	19,536人	19,399人

令和2年度の薬事知識の普及啓発活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により入場者数は例年より少なかったが、パネルなどの掲示期間を長期間にして県民に知識の普及を図った。

3 医薬品適正使用の推進

医薬品の効果や副作用などの薬に関する基礎知識についての出前講座を実施することで、薬の正しい知識習得を図り、医薬品適正使用を推進した。

	回数	受講者数
令和2年度	1回	12名
令和元年度	30回	909名
平成30年度	30回	837名
平成29年度	17回	485名

4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

昭和30年代から40年代にかけて発生したサリドマイド事件やスモン事件などを受けて、医薬品による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、昭和54年10月に公布施行された医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法により、医薬品副作用被害救済制度が創設され実施されてきたが、平成16年4月に新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法が施行されたことに伴い、従来の医薬品副作用被害救済制度が引続き実施されることに加え、生物由来製品により発生した感染等による健康被害者に対する救済を図ることを目的として、生物由来製品感染等被害救済制度が創設された。

本県では、ホームページにおいて同制度の内容を掲載して県民に周知し、医薬品の副作用等による健康被害の迅速な救済に努めている。

5 後発医薬品使用促進協議会の開催

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用することができるように、平成19年10月15日に国が策定したアクションプログラムの使用促進に係る環境整備において、都道府県レベルで協議会を発足し使用促進策の策定及び推進事業の実施が位置づけられたことから、平成20年11月27日に協議会を設置した。現在、学識経験者8名、薬事等関係者3名、県民2名を委員に選任し、後発医薬品の使用促進の取組みを進めている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、協議会は開催しなかった。

後発医薬品普及状況

	元年度	30年度	29年度
全国	79.1%	75.9%	70.2%
神奈川県	77.2%	74.0%	68.6%

6 漢方理解促進に関する取組み

医食農同源の取組みの一環として、漢方薬の理解促進を図るために、医療関係者を対象とした漢方薬理解促進講習会を開催した。

開催日	対象者	受講者数
令和2年12月6日	医療関係者	120名

IV 医薬品等の生産指導

1 医薬品製造販売業等の状況

(1) 医薬品等製造販売・製造・修理業者数

各年度3月末現在

業種 年度	医薬品			医薬部外品			化粧品			医療機器				体外診断用品			再生医療等製品			計			
	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	修理	小計	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	修理	小計
2年度	16	89	105	53	132	185	140	222	362	133	234	277	644	11	25	36	1	4	5	354	706	277	1,337
元年度	16	89	105	51	130	181	135	214	349	123	227	276	626	11	23	34	1	3	4	337	686	276	1,299
30年度	17	91	108	49	122	171	134	212	346	122	219	276	617	12	23	35	1	2	3	335	669	276	1,280
29年度	17	97	114	50	118	168	131	204	335	114	214	269	597	13	24	37	1	1	2	326	658	269	1,253
28年度	19	95	114	50	115	165	121	195	316	113	206	262	581	12	22	34	0	1	1	315	634	262	1,211

医薬品製造業者数には、地方厚生局長許可施設を含む。再生医療等製品製造業者数は、すべて地方厚生局長許可施設。

(2) 医薬品製造販売業等許可及び承認状況

ア 知事権限に係わる医薬品製造販売業等許可状況

平成7年4月1日、医薬品(ただし、地方厚生局長許可医薬品を除く)、医薬部外品及び化粧品の製造(輸入)業者の許可権限が知事に委任された。

平成9年4月1日、医療機器(ただし、地方厚生局長許可医療機器を除く)の製造(輸入)業者の許可権限について知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに再生医療等製品製造業及び体外診断用医薬品製造業が規定され、さらに、医療機器製造業及び体外診断用医薬品製造業が登録制となった。医療機器製造業者及び体外診断用医薬品製造業者の登録権限について知事に委任された。

現在、地方厚生局長許可である製造業は、医薬品製造業の一部と再生医療等製品製造業だけで、それ以外は知事に委任されている。

平成17年4月1日、業として製造販売業が規定され、製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに、再生医療等製品製造販売業及び体外診断用医薬品製造販売業が規定され、再生医療等製品製造販売業者及び体外診断用医薬品製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

現在、すべての製造販売業者の許可権限は知事に委任されている。

* 地方厚生局長が許可する医薬品製造業

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 生物学的製剤 | ⑤ 細胞培養技術応用医薬品 |
| ② 放射性医薬品 | ⑥ 細胞組織医薬品 |
| ③ 国家検定医薬品 | ⑦ 特定生物由来医薬品 |
| ④ 遺伝子組換え技術応用医薬品 | |

イ 知事権限に係わる医薬品等製造販売承認状況

医薬品等の承認権限は、昭和45年にかぜ薬の一部が知事に委任され、その後順次委任品目が拡大された。

現在、次の医薬品等の製造販売承認の権限が委任されている。

医薬品 かぜ薬、解熱鎮痛剤、しゃ下薬、鎮咳去痰薬、鎮うん薬、医療用ガス(液体酸素・液体窒素)、点眼薬・洗眼薬、ビタミン主薬製剤、洗腸薬、駆虫薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、胃腸薬、外用痔疾用薬、みずむし・たむし用薬、鎮痒消炎薬、漢方製剤、生薬製剤

医薬部外品 生理処理用品、清浄綿、染毛剤、パーマネント・ウェーブ用剤、薬用歯みがき類、健胃清涼剤、ビタミン剤、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかざれ用剤、浴用剤

令和2年度 知事承認・一部変更承認件数

品目	承認件数	備考
医薬品	3	承認申請件数は3件
医薬部外品	17	承認申請件数は14件 染毛剤、パーマ液
計	20	

ウ 医薬品等製造販売・製造許可等申請・届出取扱件数

令和2年度

業 態	項 目	許 可 ・ 登 録 施 設 数	申 請								届 出										計	前 年 度 計		
			新 規 許 可 ・ 登 録 新 録	許 可 ・ 登 録 更 新	区 分 追 加 変 更 許 可	製 造 販 売 承 認	承 認 事 項 一 部 変 更	管 理 者 承 認	許 可 ・ 登 録 証 再 交 付 ・ 書 換 交 付	適 合 性 調 査	変 更 届 の 他	管 理 者 製 造 販 売 責 任 者 技 術 者	製 造 設 備	承 認 事 項 軽 微 変 更	承 認 承 継 届	承 認 整 理 届	承 認 事 項 記 載 整 備 届	製 造 販 売 届	化 粧 品 製 造 販 売 変 更 届	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 届				
																							16	2
医 薬 品	製造販売業	体外診断薬を除く	16	2	3	—	2	1	—	1	—	1	—	15	4	—	2	—	—	—	2	33	26	
		体外診断用医薬品	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	1	4	25	
	製 造 業	大臣	5	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	4	14	
		知事	体外診断薬を除く	84	8	11	—	—	—	—	6	82	16	79	31	—	—	—	—	—	—	6	239	344
			体外診断用医薬品	25	4	4	—	—	—	—	—	—	5	—	9	—	—	—	—	—	—	2	24	24
医 部 外 品	製造販売業	53	3	4	—	13	1	—	—	—	4	—	11	—	—	1	—	—	—	1	38	88		
	製 造 業	132	7	17	—	—	—	—	2	—	24	39	38	—	—	—	—	—	—	7	134	191		
化 粧 品	製造販売業	140	7	17	—	—	—	—	2	—	12	—	24	—	—	—	—	1,527	1,857	2	3,448	2,880		
	製 造 業	222	23	29	1	—	—	—	4	—	35	58	51	—	—	—	—	—	—	15	216	247		
医 療 機 器	製造販売業	133	14	9	—	—	—	—	5	—	14	—	29	—	—	—	—	—	—	9	80	95		
	製 造 業	234	22	30	—	—	—	—	6	—	25	—	58	—	—	—	—	—	—	17	158	153		
	修 理 業	277	16	58	10	—	—	—	8	—	38	38	98	—	—	—	—	—	—	15	281	304		
再 生 医 療 等 製 品	製造販売業	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1		
	製 造 業	4	1	—	—	—	—	2	1	—	1	6	3	—	—	—	—	—	—	—	14	5		
計		1,337	107	182	11	15	2	2	35	82	176	222	371	4	0	3	0	1,527	1,857	77	4,673	4,397		

2 医薬品等の製造販売・製造状況

県内で製造販売・製造されている医薬品、化粧品及び医療機器の生産金額は次のとおりである。

主な品目	医薬品	抗生物質製剤、ビタミン剤、中枢神経系用剤、消化器官用剤
	化粧品	化粧水、ファンデーション、クリーム、乳液、シャンプー、口紅
	医療機器	医療用X線装置、医療用X線フィルム、補聴器、歯科材料

神奈川県内の医薬品等生産金額(令和元年)(単位:百万円)

品 目	生産金額
医 薬 品	402,250
化 粧 品	194,795
医 療 機 器	16,980

- (注1) 医薬品、医療機器の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計による。
- (注2) 医薬部外品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。
- (注3) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。
- (注4) 化粧品の生産金額は経済産業省生産動態統計(化学工業統計)による。

3 医薬品等国家検定

医薬品等のうちで製造、試験等に高度な技術を要するもの、製造過程において特に品質管理が難しいもの等は医薬品医療機器等法第43条の規定に基づき国立感染症研究所の検定を受け、かつ、合格したものでなければならず、合格した医薬品等には検定に合格した旨を表示させている。

年度	業者数	品目数	申請数	備 考
2年度	1	2	12	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)
元年度	1	1	10	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
30年度	1	1	6	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
29年度	1	1	8	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
28年度	1	1	11	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

V 毒物劇物指導

1 毒物劇物営業者の状況

(1) 毒物劇物営業者等数

各年度3月末現在

業種 年度	製造・ 輸入業	販 売 業				特 定 毒 物 研 究 者	業 務 上 取 扱 者					特 定 毒 物 使 用 者	計
		一 般	農 業 用 品 目	特 定 品 目	小 計		電 気 設 置 事 業	金 属 熱 処 理 事 業	運 送 事 業	し ろ あり 防 除 事 業	小 計		
2年度	286	2,331	189	60	2,580	76	91	7	48	0	146	9	3,097
元年度	281	2,350	192	61	2,603	78	89	8	45	0	142	8	3,112
30年度	267	2,315	197	64	2,576	83	96	8	44	0	148	9	3,083
29年度	259	2,282	208	66	2,556	81	100	11	43	1	155	9	3,060
28年度	257	2,317	209	72	2,598	85	98	8	41	0	147	8	3,095

(2) 毒物劇物関係事務処理件数

令和2年度

業 種	区 分	新 規 登 録 申 請 ・ 届 出 等	登 録 更 新 申 請	登 録 変 更 申 請	登 録 票 等 書 換 え 交 付 申 請	登 録 票 等 再 交 付 申 請	毒 取 扱 責 任 者		変 更 届		廃 止 届	計	前 年 度 計
							設 置 届	変 更 届	構 造 設 備	そ の 他			
製 造 ・ 輸 入 業	原 体 登 録	9	23	62	6	-	9	14	23	13	7	166	124
	製 剤 登 録	12	25	41	2	-	12	13	29	11	8	153	127
	小 計	21	48	103	8	-	21	27	52	24	15	319	251
販 売 業		(98)	(142)		(21)	(1)	(50)	(194)	(38)	(120)	(97)	(761)	(754)
		129	204		34	1	75	292	52	179	136	1,102	1,030
特 定 毒 物 研 究 者		(7)			(-)				(1)	(-)	(7)	(15)	(18)
		11			0	-			2	1	11	25	21
業 務 上 取 扱 者		(4)					(4)	(6)		(3)	(1)	(18)	(20)
		6					6	8		3	3	26	20
特 定 毒 物 使 用 者		(-)			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(3)
		-			0	-	-	-	-	-	0	0	3
計		(109)	(142)	(0)	(21)	(1)	(54)	(200)	(39)	(123)	(105)	(794)	(795)
		167	252	103	42	1	102	327	106	207	165	1,472	1,325

(注) ()内は保健所設置市内数

2 毒物劇物監視指導

(1) 毒物劇物監視指導実施状況

毒物劇物等による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取扱い・保管管理・廃棄処理の徹底を図った。特に、毒物である無機シアン化合物や劇物であるトルエンなどを取扱う事務所や営業所に対して、重点的に監視指導を行った。また、液体や気体の毒物劇物を貯蔵する屋外・屋内・地下タンクやこれらを運送するタンクローリーについて流出事故防止等の指導を行った。

令和2年度

事項 業種	県					保健所設置市					合計				
	登録・届出施設数	監視指導施設数	監視率	違反発見施設数	違反率	登録・届出施設数	監視指導施設数	監視率	違反発見施設数	違反率	登録・届出施設数	監視指導施設数	監視率	違反発見施設数	違反率
製造業	177	46	26.0%	1	2.2%	-	-	-	-	-	177	46	26.0%	1	2.2%
輸入業	109	31	28.4%	2	6.5%	-	-	-	-	-	109	31	28.4%	2	6.5%
一般販売業	609	177	29.1%	1	0.6%	1,722	190	11.0%	2	1.1%	2,331	367	15.7%	3	0.8%
農業用品目販売業	107	9	8.4%	-	0.0%	82	13	15.9%	-	0.0%	189	22	11.6%	-	0.0%
特定品目販売業	18	1	5.6%	-	0.0%	42	2	4.8%	1	50.0%	60	3	5.0%	1	33.3%
特定毒物研究者	20	5	25.0%	-	0.0%	56	5	8.9%	-	0.0%	76	10	13.2%	-	0.0%
電気めっき事業	15	1	6.7%	-	0.0%	76	-	0.0%	-	0.0%	91	1	1.1%	-	0.0%
金属熱処理事業	3	-	0.0%	-	0.0%	4	-	0.0%	-	0.0%	7	-	0.0%	-	0.0%
運送事業	4	1	25.0%	-	0.0%	44	1	2.3%	-	0.0%	48	2	4.2%	-	0.0%
しろあり防除事業	-	-	0.0%	-	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%
特定毒物使用者	3	-	0.0%	-	0.0%	6	1	16.7%	-	0.0%	9	1	11.1%	-	0.0%
その他	1	1	100.0%	-	0.0%	1	1	100.0%	2	200.0%	2	2	100.0%	2	100.0%
計	1,065	272	25.5%	4	1.5%	2,032	213	10.5%	5	2.3%	3,097	485	15.7%	9	1.9%

業種	内容	登録・届出施設数	監視指導施設数	違反発見施設数	違反発見件数 ※1									措置 ※2				
					無登録無届業	制限品目の販売	構造設備	取扱責任者の管理状況	毒物劇物の取扱い	表示	譲渡・交付	その他	計	登録取消	業務停止	報告書等	計	
製造業	原体	56	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	原剤	121	33	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	2	2	
輸入業	原体	61	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	原剤	48	15	2	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	2	2	
一般販売業		609	177	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
農業品目販売業		107	9	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	
特定品目販売業		18	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定毒物研究者		20	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業務上取扱者	電気めっき事業	15	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金属熱処理事業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運送事業	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	しろあり防除事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定毒物使用者		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計		1,065	272	4	1	0	0	0	0	2	0	2	5	0	0	6	6	

※1 令和2年度中に発見した違反の内容(令和2年度中未措置の違反を含む)

※2 令和2年度中に行った違反措置の件数(令和元年度以前に発見した違反を含む)

(2) 毒物劇物講習会の開催

毒物及び劇物取締法に関する知識を周知させ、毒物劇物の適正な取扱い・保管・譲渡等を図るために、毒物劇物販売業者等を対象者に講習会を開催した。

対象者	実施回数	受講者数
関係機関・団体主催研修会	1回	28人

3 毒物劇物取扱者試験

年度	2年度				元年度				30年度			
実施期日	令和2年11月29日				令和元年6月16日				平成30年6月24日			
区分	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
一般	523	433	281	64.9%	466	425	173	40.7%	494	462	237	51.3%
農薬用品目	73	65	25	38.5%	94	88	18	20.5%	112	103	32	31.1%
特定品目	8	7	4	57.1%	10	9	5	55.6%	6	4	2	50.0%
計	604	505	310	61.4%	570	522	196	37.5%	612	569	271	47.6%

VI 薬物乱用防止対策

1 概況

薬物乱用による弊害は、乱用者個人の心身を破滅させるばかりでなく各種犯罪を誘因する恐れがあるなど、社会に与える影響は計り知れない。わが国においては、近年の大型覚醒剤密輸事犯の相次ぐ摘発や、匿名性の高いウェブサイトを利用した密売の巧妙化・潜在化、若年層への大麻の乱用の拡大など、乱用問題は深刻な状況にある。

こうした状況の中、国は平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な薬物乱用防止対策をより強力に推進することとした。

本県では、これら薬物乱用防止対策として知事を本部長とする神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策及び取締対策の2部会を設置しており、特に、啓発・青少年対策部会においては学校での啓発資材の配布や、各種キャンペーンの開催、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣及び専門家による講演会等により、青少年の薬物乱用防止を図った。さらに危険ドラッグ対策として、平成27年3月に「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定し、取組みを強化している。また麻薬が適正に使用・管理なされるよう、取扱施設の監視指導等を行った。

2 薬物乱用対策推進体制

(1) 薬物乱用対策推進体制

ア 神奈川県薬物乱用対策推進本部

設立 昭和48年7月24日

構成 本部長 知事

副本部長 副知事、県教育長、県警察本部長

本部員 29名(国機関8名、県機関4名、市町村8名、民間団体等9名)

(令和3年6月1日現在)

目的 ① 神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱の策定

② 関係機関・団体が行う啓発、取締対策及び乱用者等に対する措置に係る調整

イ 薬物クリーンかながわ推進会議

設立 平成4年10月28日

会長 鶴飼 典男 ((公社) 神奈川県薬剤師会会長)

構成 顧問 知事・横浜税関長・県警察本部長 (参加団体182団体 令和3年4月現在)

(2) 薬物乱用防止対策活動状況

ア 薬物乱用防止推進地域連絡会

令和2年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に沿って、薬物乱用防止推進地域連絡会を開催した。

イ 県ホームページ等を活用した薬物乱用防止用動画のインターネット配信

薬物乱用防止について啓発するため、過去に薬物を使用して立ち直った方の体験談等を県ホームページにより動画配信した。さらに危険ドラッグ乱用防止啓発動画を配信した。

ウ 県薬務課の公式ツイッター

若い世代向けに、危険ドラッグなどの乱用される薬物に関する正しい情報をツイッターで発信した。

県薬務課公式ツイッターアカウント@Kana_yaku

エ 薬物クリーンかながわ推進会議

薬物乱用防止講演会、薬物クリーンキャンペーン、広報紙の発行等を行った。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のほか、新国連薬物根絶宣言(2009～2019年)の支援事業の一環である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事する民間団体(NGO)を国連が支援するための国連支援募金に協力した。

活 動 内 容 一 覧

令和2年度

実施主体	実施日・回数	内 容 等
神奈川県薬物乱用対策推進本部	令和2年5月18日	神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会
	延べ10回	薬物乱用防止推進地域連絡会の開催 県各保健福祉事務所(センターを含む)、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市
薬物クリーンかながわ推進会議	令和2年5月22日 ～6月3日	運営委員会(書面会議)
	令和2年6月20日 ～7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(厚生労働省主唱) ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等3,425箇所
	令和2年6月20日 ～11月30日	国連支援募金((公財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター主催) 募金活動(県内募金総額 1,155,374円)
	令和2年10月1日 ～11月30日	麻薬・覚醒剤乱用防止運動(厚生労働省主唱) 啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等13,561部
	令和3年2月12日 ～2月26日	広報委員会(書面会議)
	令和3年3月26日	広報・機関紙「薬物クリーンかながわ」(No.38)の発行

作成啓発資材(県作成成分含む)

令和2年度

資 材 名	作 成 数	資 材 名	作 成 数
オリジナルふせん	6,000個	オリジナルノック式ボールペン	7,300個

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター支給啓発資材等
(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金用)

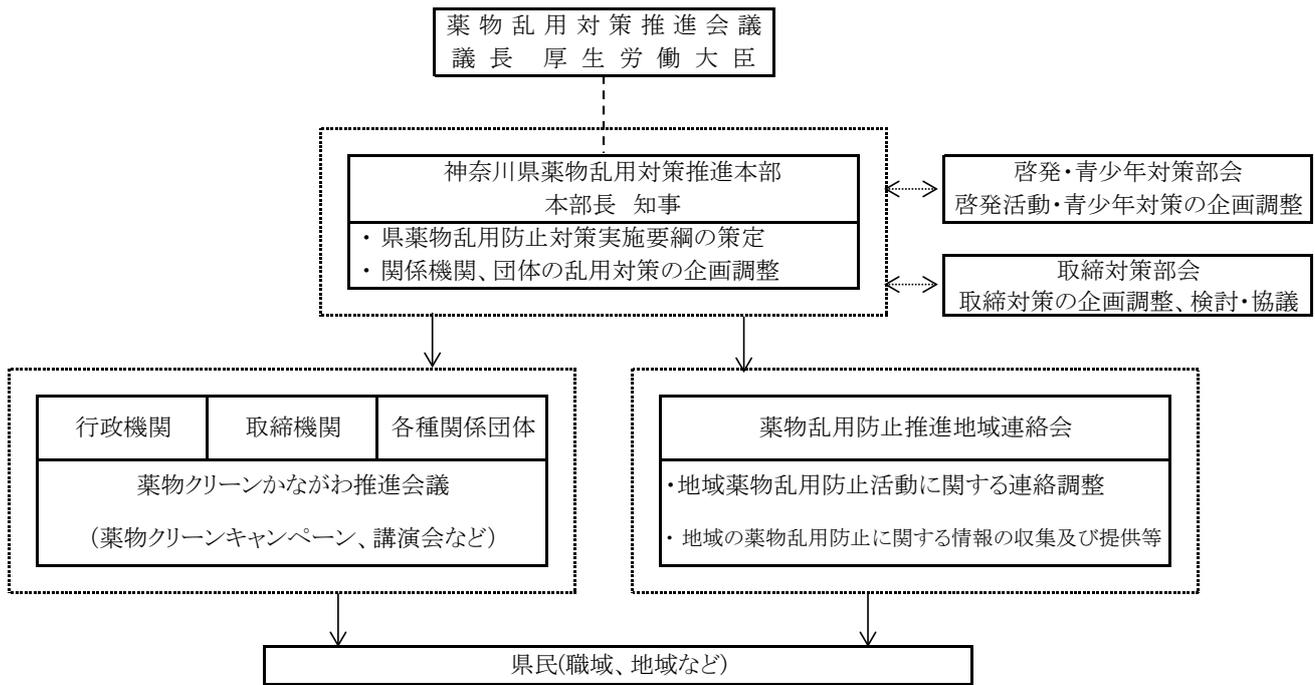
令和2年度

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
募 金 箱	986個	ポ ス タ ー	2,738枚
リ ー フ レ ッ ト	66,600部	救 急 絆 創 膏	5,910個

(麻薬・覚醒剤乱用防止運動用)

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
パ ン フ レ ッ ト	16,000部	ポ ス タ ー	3,800枚

神奈川県薬物乱用対策推進本部関係体系図



(3) 薬物相談窓口

ア 薬物相談窓口の設置

精神保健福祉センター、保健福祉事務所等に、薬物に関する一般相談・乱用防止の啓発を行う相談窓口を47ヶ所設けている。

設置年月 昭和63年2月

相談件数		令和2年度	
県	市 機 関 別	件	数
横	浜 市	514	
川	崎 市	607	
相	模 原 市	55	
横	須 賀 市	44	
藤	沢 市	51	
茅	ヶ 崎 市	2	
小	計	1,273	
県	保 健 福 祉 事 務 所 (セ ン タ ー)	275	
	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	164	
	薬 務 課	58	
小	計	497	
合	計	1,770	

県保健福祉事務所(センター)別内訳			
保健福祉事務所	件 数	保健福祉事務所	件 数
平 塚	18	小 田 原	17
同 秦 野 セ ン タ ー	2	同 足 柄 上 セ ン タ ー	8
鎌 倉	57	厚 木	90
同 三 崎 セ ン タ ー	11	同 大 和 セ ン タ ー	72
		計	275

イ 家族教室の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者の家族に乱用者への対応に関する知識を習得させるための家族教室を開催した。

設置年月 平成11年9月

実施状況 0回開催 0人参加(令和2年度) ※コロナウイルス感染症の影響により、中止。

ウ 相談業務担当者研修会の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物相談担当者の薬物相談に係る資質の向上を図るため研修会を開催した。

実施状況 0回開催 0人参加(令和2年度) ※コロナウイルス感染症の影響により、中止。

(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況

昭和54年11月、「神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱」が施行され、これに基づき昭和55年2月に「覚せい剤乱用防止推進員405名」が設置された。

平成11年4月、新たに神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱等を制定、名称を薬物乱用防止指導員に変更し、現在では476名の指導員が、各地域の街頭などで地域と密着した啓発活動を行い、大麻、覚醒剤等薬物乱用による弊害とその恐ろしさを訴えている。

ア 薬物乱用防止指導員協議会の概要

- (ア) 設立年月日 昭和57年5月19日
- (イ) 会 長 鈴木 圭作
- (ウ) 指 導 員 476名
- (エ) 支 部 37支部(令和2年4月1日現在)
- (オ) 活動費(補助金) 1,620千円(令和2年度)

指導員内訳 令和3年4月末現在

公 職 ・ 資 格 等	人 数 (名)	備 考
保 護 司	353	うち県麻薬等薬物相談員18名
薬 剤 師	101	うち県麻薬等薬物相談員 3名
そ の 他	22	
計	476	

イ 活動状況

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動として、啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等を行い啓発した。

令和2年度

活 動 項 目	回 数	備 考
街 頭 啓 発 活 動	226回	ポスター掲示や資材の配架等
ミニ集会・講演会・懇談会	5回	ミニ集会や薬物乱用防止講演会
指 導 員 研 修 会	0回	コロナウイルス感染症の影響により、中止

ウ 啓発資材による啓発実績

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動においてリーフレット等の配布・配架を実施した。

3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策

(1) 学校薬剤師による薬物乱用防止啓発

青少年による危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物乱用が、大きな社会問題となっている現状を踏まえ、県下の小・中・高校生を対象に学校薬剤師により、ビデオ、パンフレット等を媒体として、危険ドラッグ、覚醒剤等薬物乱用の弊害と薬物乱用防止思想の啓発・普及を図った。

なお、本事業は、昭和55年度から(公社)神奈川県薬剤師会に委託して実施している。

区分	年度	2年度		元年度		30年度		29年度		28年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	9	(1,994)	12	(3,289)	7	(2,357)	7	(2,052)	6	(1,182)
	私立	-	(-)	1	(80)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	9	(1,994)	13	(3,369)	7	(2,357)	7	(2,052)	6	(1,182)
中 等 教 育 学 校	公立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	私立	-	(-)	2	(796)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	-	(-)	2	(796)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
中 学 校	公立	47	(6,941)	46	(7,527)	27	(6,006)	25	(3,871)	26	(4,158)
	私立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	1	(126)
	計	47	(6,941)	46	(7,527)	27	(6,006)	25	(3,871)	27	(4,284)
小 学 校	公立	112	(9,677)	137	(11,632)	66	(5,807)	67	(5,721)	66	(5,905)
	私立	-	(-)	1	(104)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	112	(9,677)	138	(11,736)	66	(5,807)	67	(5,721)	66	(5,905)
P T A 等	2	(136)	1	(34)	-	(-)	1	(33)	1	(118)	
計	170	(18,748)	200	(23,462)	100	(14,170)	100	(11,677)	100	(11,489)	
県薬剤師会 自主開催	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
合計	170	(18,748)	200	(23,462)	100	(14,170)	100	(11,677)	100	(11,489)	
委託費	510千円		600千円		300千円		300千円		300千円		

(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発

薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締員等を学校等における薬物乱用防止教室に講師として派遣し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど小・中・高校生等に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開した。

区分	年度	2年度		元年度		30年度		29年度		28年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	1	(282)	44	(12,761)	50	(17,399)	61	(20,286)	52	(18,223)
	私立	-	(-)	3	(1,227)	7	(4,093)	6	(2,362)	8	(2,690)
	計	1	(282)	47	(13,988)	57	(21,492)	67	(22,648)	60	(20,913)
中 等 教 育 学 校	公立	-	(-)	-	(-)	1	(168)	-	(-)	1	(168)
	私立	-	(-)	5	(2,980)	3	(1,086)	4	(1,777)	2	(902)
	計	-	(-)	5	(2,980)	4	(1,254)	4	(1,777)	3	(1,070)
中 学 校	公立	1	(120)	45	(11,088)	64	(15,944)	52	(12,650)	57	(14,331)
	私立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	2	(368)
	計	1	(120)	45	(11,088)	64	(15,944)	52	(12,650)	59	(14,699)
小 学 校	公立	2	(258)	51	(4,813)	54	(6,164)	41	(4,509)	54	(6,922)
	私立	-	(-)	1	(124)	-	(-)	1	(126)	1	(140)
	計	2	(258)	52	(4,937)	54	(6,164)	42	(4,635)	55	(7,062)
P T A 等	1	(300)	17	(3,923)	23	(5,080)	20	(4,368)	27	(4,870)	
計	5	(960)	166	(36,916)	202	(49,934)	185	(46,078)	204	(48,614)	

4 麻薬取扱者等の状況

(1) 麻薬等取扱者数

各年度3月末現在

種類 年度	麻薬					向精神薬		特定麻薬等原料 卸小売業者	覚醒剤				大麻研究者	けし研究栽培者	計
	卸売業者	小売業者	施用者	管理者	研究者	卸売業者	試験研究施設		施用機関	研究者	原料取扱者	原料研究者			
2年度	28	3,187	16,306	1,009	129	7	132	152	3	28	63	21	16	1	21,082
元年度	28	3,130	16,241	998	137	8	136	155	3	29	65	19	16	1	20,966
30年度	28	3,002	16,003	967	144	8	136	156	3	31	66	22	15	1	20,582
29年度	28	2,892	15,296	935	141	7	133	156	3	31	67	23	15	1	19,728
28年度	28	2,804	15,113	899	135	6	128	163	3	30	69	22	15	0	19,415

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者) 内訳

令和3年3月末現在

業種 人数	施用者			管理者			
	医師	歯科医師	獣医師	医師	歯科医師	獣医師	薬剤師
	15,070	185	1,051	596	1	138	274
	16,306			1,009			

(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数

令和2年度

種類	件名	免許申請・届	免許証再交付申請	業務廃止届	記載事項変更届	免許証返納届	麻薬廃棄届	調剤済麻薬廃棄届	計
卸売業者		12	-	-	29	12	39	-	92
小売業者		1,546	1	183	551	1,255	1,414	1,745	6,695
施用者		7,917	34	1,619	4,047	5,545	34	9	19,205
管理者		532	-	165	56	322	253	1,334	2,662
研究者		50	-	28	19	31	27	-	155
製造業者		-	-	-	-	-	7	-	7
元卸売業者		-	-	-	-	-	3	-	3
特定麻薬等原料卸小売業者		2	-	5	6	-	-	-	13
家庭麻薬製業者		-	-	-	-	-	-	-	0
その他		-	-	-	-	-	-	-	0
計		10,059	35	2,000	4,708	7,165	1,777	3,088	28,832

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可事務処理件数

令和2年度

件名	許可件数 (許可業者数)	許可申請	再交付 申請	変更届	追加届	返納届	計
件数	164 (676)	40	4	24	26	6	100

(5) 覚醒剤研究者指定等関係事務処理件数

令和2年度

種類	件名	指定等 申請	免許証再 交付申請	業務 廃止届	記載事項 変更届 ・変更届	返納届	計
	覚醒剤施用機関	2	-	-	-	2	4
	覚醒剤研究者	20	-	9	1	12	42
	覚醒剤原料取扱者	7	-	2	19	7	35
	覚醒剤原料研究者	9	-	5	1	2	17
	大麻研究者	21	-	5	-	16	42
	けし研究栽培者	1	-	-	-	1	2
	向精神薬卸売業者	1	-	1	5	1	8
	向精神薬試験研究施設	1	-	5	34	-	40
	計	62	-	27	60	41	190

5 麻薬・覚醒剤等の監視指導

麻薬及び覚醒剤等は、そのすぐれた薬理作用により高い医療価値を有する反面、強い習慣性があり、この乱用は個人の心身に重大な弊害(麻薬中毒等)を生ずるだけでなく、各種犯罪誘発の原因になるなど社会に及ぼす影響は計り知れないものがあるため、これらを取り扱う施設に対し適正に使用、管理等がなされるよう監視指導を実施した。

(1) 麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

麻薬・覚醒剤等を取り扱う施設に対し、適正な使用、管理等を期するため立入検査を行い、監視指導を実施した。

麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

令和2年度

業種	事項	対象事業所数	監視指導施設数	違反業務所数	違反内容							措置			
					廃棄	管理・保管	帳簿	施用等	届出	その他	計	業務停止	報告書等	計	
麻薬	麻薬卸売業者	28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	麻薬小売業者	3,187 (676)*1	338 (54)*1	6	1	-	1	-	-	5	7	-	7	7	
	特定麻薬等原料卸小売業者	152	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	麻薬診療施設(病院)	325	30	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	1	
	麻薬診療施設(診療所)	2,897	15	10	3	2	1	-	2	4	12	-	12	12	
	麻薬研究者	129	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	けし研究栽培者	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大麻研究者	16	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
向精神薬	向精神薬卸売業者	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	向精神薬試験研究施設	132	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	免許みなし薬局	4,009	419	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	免許みなし卸売販売	580	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	病院・診療所		46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
覚醒剤・同原料	覚醒剤施用機関	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	覚醒剤研究者	28	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	覚醒剤原料取扱者	63	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	覚醒剤原料研究者	21	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	薬局		412	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	病院・診療所		45	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	
計		11,578	1,396	17	5	2	2	0	2	10	21	0	21	21	

(参考) 全 国 ※2 205,595 56,470 1,603

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

※1麻薬小売業者間譲渡許可業者数(内数)

※2厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」(2021年1月)による

麻薬・覚醒剤等監視指導結果内訳一覧表

事 項		2 年 度					元 年 度				
		対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率	対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率
業 種	麻 薬 卸 売 業 者	28	5	17.9%	-	-	28	6	21.4%	-	-
	麻 薬 小 売 業 者	3,187	338	10.6%	6	1.8%	3,130	377	12.0%	9	2.4%
	特定麻薬等原料卸小売業者	152	7	4.6%	-	-	155	14	9.0%	-	-
	麻薬診療施設(病院)	325	30	9.2%	1	3.3%	329	137	41.6%	4	2.9%
	麻薬診療施設(診療所)	2,897	15	0.5%	10	66.7%	2,870	41	1.4%	10	24.4%
	麻 薬 研 究 者	129	21	16.3%	-	-	137	24	17.5%	-	-
	けし研究栽培者	1	0	0.0%	-	-	1	0	0.0%	-	-
	大 麻 研 究 者	16	0	0.0%	-	-	16	1	6.3%	-	-
向 精 神 薬	向精神薬卸売業者	7	0	0.0%	-	-	8	1	12.5%	1	100.0%
	向精神薬試験研究施設	132	5	3.8%	-	-	136	20	14.7%	-	-
	免許みなし薬局	4,009	419	10.5%	-	-	3,952	406	10.3%	-	-
	免許みなし卸売販売	580	43	7.4%	-	-	577	61	10.6%	-	-
	病 院 ・ 診 療 所		46		-	-		165		-	-
覚 醒 剤 ・ 同 原 料	覚醒剤施用機関	3	0	0.0%	-	-	1	0	0.0%	-	-
	覚醒剤研究者	28	0	0.0%	-	-	29	6	20.7%	-	-
	覚醒剤原料取扱者	63	8	12.7%	-	-	65	5	7.7%	-	-
	覚醒剤原料研究者	21	2	9.5%	-	-	19	3	15.8%	-	-
	薬 局		412		-	-		417		3	0.7%
	病 院 ・ 診 療 所		45		1	2.2%		161		-	-
計		11,578	1,396	12.1%	18	1.3%	11,453	1,845	16.1%	27	1.5%

(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施

けしの開花期にあたる5月1日から2ヶ月間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、栽培が禁止されている大麻、けしの周知を図り、不正栽培の摘発及び自生大麻・けしの除去を行った。

年 度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
け し	4,187本 (70ヶ所)	7,425本 (63ヶ所)	2,321本 (50ヶ所)	6,607本 (60ヶ所)	9,403本 (67ヶ所)
大 麻	-	10本 (2ヶ所)	1本 (1ヶ所)	-	-

(3) 麻薬等講習会の開催

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法に関する知識を周知し、かつ業務所における管理の適正を図るため講習会を開催した。

令和2年度

対 象 者	実 施 回 数	受 講 者 数
薬局管理薬剤師等	0回	0人
病院・診療所薬剤師	0回	0人
関係団体主催の研修会	0回	0人

※令和2年度はコロナウイルス感染症の影響により、中止した。

(4) 麻薬事故状況

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
事故の種類	滅失	442 (129)	459 (143)	483 (182)	454 (181)	411 (174)
	盗難	-	-	-	2	1
	所在不明	23	23	21	30	17
	その他	29	26	17	16	24
計(件数)		494	508	521	502	453

*滅失のうち()は破損で内数

(5) 向精神薬事故状況

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
事故の種類	滅失	-	-	-	-	-
	盗難	1	1	1	1	2
	所在不明	1	-	-	2	2
	その他	6	12	11	-	2
計(件数)		8	13	12	3	6

(6) 覚醒剤(原料)事故状況

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
事故の種類	滅失	5	7	5	4	5
	盗難	-	-	-	-	-
	所在不明	4	5	6	2	5
	その他	1	-	1	-	-
計(件数)		10	12	12	6	10

6 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者診断届出状況

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
麻薬中毒者	不正使用者	-	1	2	3	2(2※)
	末期患者	-	-	-	-	-
措置入院者		-	-	-	-	-

※()内の2件は再届出のため外数

(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況

県下に24名の相談員を置き、麻薬中毒者の観察指導及び相談等の業務を行った。
 昭和48年に822名いた麻薬中毒者等は、相談員の積極的な観察指導等により大幅に社会復帰し、令和2度末では80名である。
 なお、麻薬中毒者の異動及び観察指導状況は以下のとおりである。

麻薬中毒者の異動及び観察指導状況

項目			年度				
			2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
麻薬中毒者異動状況	増	新規対象者 (措置入院者数)	-	1	2	3	2
		県内転入者	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		計	0	1	2	4	2
		減	社会復帰者	-	-	-	1
	県外転出者	-	1	7	-	-	
	死亡・帰国者	-	-	6	-	22	
	その他	1	-	-	-	-	
	計	1	1	13	1	23	
	麻薬中毒者数	80	81	81	92	89	
	内訳	観察指導対象者	60	62	62	77	87
所在不明者等		20	19	19	15	2	
観導観察状況	観導回数	216	169	65	40	21	
指況	内訳	訪問回数	8	14	9	3	6
		その他	208	155	56	37	15

麻薬等薬物相談員による薬物の相談状況等

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
薬物の相談件数 (件)	覚醒剤	115	80	47	9	18
	大麻	128	64	1	2	-
	その他の薬物	32	35	4	11	19
	計	275	179	52	22	37
広報活動(回)		83	150	176	181	189

7 危険ドラッグ対策

危険ドラッグは、法律の規制が及ばないよう「ハーブ」「アロマ」「バスソルト」などと称し、人体への摂取目的を隠して販売されていることがあり、これらの使用による健康被害や死亡例も報告されている。また、身体への影響が明らかでない未知の物質が混入されているなど、麻薬や覚醒剤と同等か、それ以上に危険な薬物である可能性がある。

これら危険ドラッグの流通実態を把握するため、監視指導及び試買検査を実施し、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法等の法令違反の疑いがあると判断された場合は、関係部署や管轄自治体へ通報する等の対応を実施した。

(1) 試買検査状況

項目 \ 年度	2年度	元年度	30年度
試買方法	インターネット	インターネット	インターネット
分析検体数	13	39	42
検出検体数	0	10	8
※ ¹ (うち違反数)	(0)	(8)	(0)

※¹ 検出検体のうち購入時点では未規制の指定薬物のものを除く

(2) 店舗の監視指導状況

項目 \ 年度	2年度	元年度	30年度
対象施設	※危険ドラッグ取扱店	※危険ドラッグ取扱店	※危険ドラッグ取扱店
調査件数	0	0	0
指導件数	0	0	0

※ 危険ドラッグ取扱店(固定店舗)は平成27年5月にゼロとなった

(3) インターネットの監視指導状況

項目 \ 年度	2年度	元年度	30年度
調査サイト数	20	34	53
措置件数	0	1	0

(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況

危険ドラッグへの迅速な対応を可能とするため、平成27年4月1日付けで「神奈川県薬物濫用防止条例」を施行した(完全施行は6月1日)。このことにより、県独自に知事指定薬物を指定し、知事指定薬物の所持等を規制することが可能となった。

神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

令和2年度

	告示	施行	失効	数	指定物質(通称名)
1	R2. 8. 26	R2. 8. 27	R2. 9. 5	5	①α-PiHP、α-PHiP ②Furanylethylfentanyl、FUEF ③BOD、β-METHOXY-2C-D ④Isobutyrylfentanyl ⑤CHM-081
2	R2. 11. 19	R2. 11. 20	R2. 11. 29	3	①MDMB-4en-PINACA ②2-methyl-AP-237 ③Isotonitazene
3	R3. 1. 22	R3. 1. 23	R3. 2. 1	4	①5F-EDMB-PINACA ②AMB-FUBICA、MMB-FUBICA ③1cP-LSD ④MMB-022、AMB-4en-PICA、MMB-4en-PICA
4	R3. 3. 15	R3. 3. 16	R3. 3. 25	5	①ADB-BUTINACA ②3F-PCP、3-Fluoro-PCP ③4-AcO-EPT ④threo-4-Fluoroethylphenidate ⑤erythro-4-Fluoroethylphenidate
計				17	

令和元年度 5回延べ15物質を指定(現在全て失効)

平成30年度 5回延べ14物質を指定(現在全て失効)

平成29年度 5回延べ16物質を指定(現在全て失効)

平成28年度 5回延べ14物質を指定(現在全て失効)

平成27年度 7回延べ24物質を指定(現在全て失効)

Ⅶ 医 薬 分 業

1 概 況

医薬分業は、昭和31年に施行された「医師法、歯科医師法、薬剤師法の一部を改正する法律」により法制面の整備がなされ、特に、昭和49年10月に処方せん料が100円から500円に引上げられたことを契機に気運が高まった。

神奈川県における処方せん発行枚数は、徐々に増加の傾向を示しており、昭和49年10月に55,756枚であったものが、令和2年10月には約490万枚となり、約88倍の増加を示し、令和2年度において薬局の処方せん受取率は84.8%であり、患者10人に約8人が院外処方せんを受けていることになる。また、県内の保険薬局も昭和49年10月には1,100施設であったものが、令和3年3月末現在で、3,894施設に増加しており、薬局4,009施設の97.1%を占めるに至った。

上記のように、処方せん受取率は上昇したが、その一方で、受診した医療機関ごとに近くの薬局で調剤を受ける患者は未だ多く、医薬分業における薬局の役割が十分に発揮されておらず、患者も分業の効果やサービス向上など実感することができていない状況を踏まえ、厚生労働省では、患者本意の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、2025年、更に2035年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋である「患者のための薬局ビジョン」を平成27年10月に策定した。

さらに、厚生労働省厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、これからの薬剤師・薬局の在り方が議論され、平成30年12月に医薬分業に関するレポートがとりまとめられ、とりまとめ内容を踏まえ改正医薬品医療機器等法が令和元年12月に公布された。

2 医薬分業の推進対策

(1) 薬局に対する指導

薬局は、調剤・医薬品の供給等を通じ、国民に対し、良質かつ適切な医療を供給し、地域保健医療に貢献するため、平成5年5月31日に「薬局業務運営ガイドライン」が制定されたことから神奈川県の運用方針を定め、薬局に対する指導指針とした。

(2) 小包装医薬品に対する指導

ア 昭和59年6月2日薬発第414号並びに平成4年3月27日薬発第295号薬務局長通知「小包装医薬品の円滑な供給について」に基づき、医薬品の使用及び管理の適正化、医薬分業の推進等の観点から小包装医薬品のより適正な供給を図るため、製造業者、卸売業者等関係者に対し指導を行っている。

イ 平成4年5月1日薬発第418号薬務局長通知「薬事法施行規則及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正について」において、医薬分業推進の観点から調剤の用に供するための医薬品の分割販売に際して、記載事項の一部の省略ないしは簡素化を図られたため、薬局等関係者に対し指導を行っている。

(3) 地域基幹薬局の強化拡充

医薬品の備蓄・供給・試験検査及び医薬品情報提供等の機能を有する地域基幹薬局の整備・拡充を図る(社)神奈川県薬剤師会の実施事業に対して助成を行った。
(平成元年度～6年度)

(4) 医薬分業推進支援センターの整備

地域における医薬分業を推進するとともに、県民に対する医薬品の供給体制の充実を図るため、医薬品の情報提供などの機能を備えた(社)神奈川県薬剤師会薬事情報センターに対し助成を行った。
(平成4年度)

(5) かかりつけ薬局推進モデル事業の実施

地域保健医療の一翼を担う「かかりつけ薬局」としての機能を円滑に推進するために厚木、足柄上保健所管内において、かかりつけ薬局推進委員会を設置し、モデル事業を行い、併せて県民、患者への普及啓発を行った。

(6) 在宅医療薬剤供給体制推進事業の実施

薬局・薬剤師が薬剤等の供給を通じて、在宅医療・地域医療への貢献を図るために(社)神奈川県薬剤師会が実施する研修・マニュアル作成等在宅医療薬剤供給体制推進事業に対して助成を行った。

(平成7年度～9年度)

- (7) かかりつけ薬局の服薬指導の充実強化
(社)神奈川県薬剤師会が実施する「患者向け薬の説明書」の作成普及事業に助成を行った。
(平成10年度～12年度)
- (8) 調剤事故防止対策
(社)神奈川県薬剤師会が実施する調剤事故防止対策事業に助成を行った。
(平成14・15年度)
- (9) かかりつけ薬局の定着促進
(社)神奈川県薬剤師会が実施するかかりつけ薬局定着促進事業に助成を行った。
(平成16～20年度)
- (10) 薬局在宅医療参加促進事業
(社)神奈川県薬剤師会が実施する薬局の在宅医療への参加促進事業に助成を行った。
(平成21～23年度)
- (11) 在宅医療提供拠点薬局整備事業
(社)藤沢市薬剤師会が会営薬局に設置する会員薬局が共同利用する無菌調剤室の整備に助成を行った。
(平成24年度)
- (12) 健康情報拠点薬局推進事業
(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、薬と健康の相談窓口の設置、特定健診、がん検診等の受診率向上、塩分計を活用した食生活改善の取組みなど、セルフメディケーションやかかりつけ薬局の推進を図った。
(平成26・27年度)
- (13) 薬剤師復職支援事業(地域医療介護総合確保基金)
(公社)神奈川県薬剤師会及び(公社)神奈川県病院薬剤師会が実施する育児等で離職していたり転職を希望する薬剤師が、円滑に復職・転職できる事業に対し助成を行った。
(平成26～28年度)
- (14) 在宅医療(薬剤)推進研修事業費補助(地域医療介護総合確保基金)
(公社)神奈川県薬剤師会が実施する訪問薬剤管理指導研修事業及び(公社)神奈川県病院薬剤師会が実施する褥瘡対策研修事業に対し助成を行った。
(平成26～30年度)
- (15) 患者のための薬局ビジョン推進事業
(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、子育て世代、中高年世代、高年齢世代を対象として、保育園や事業所等へ薬局薬剤師が出張し、薬や健康に関する相談を行い、かかりつけ薬剤師・薬局の普及定着の推進を図った。
(平成29年度)
(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、在宅医療・介護における薬剤師業務実感事業(薬剤師等に対する地域ニーズの把握、薬剤師等と地域の多職種との連携推進)及び子育て世代を対象とした健康相談事業を行い、かかりつけ薬剤師・薬局の普及定着の推進を図った。
(平成30年度)
- (16) 地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業
(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、薬局の薬剤師が薬剤交付時以外にも、患者に対し必要な服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を行うための「令和元年度かながわ服薬フォローアップ強化プロジェクト事業」を実施した。
(令和元年度)

3 処方せん枚数等

(1) 処方せん枚数、調剤金額、処方せん受取率

年度	処方せん枚数		調剤金額		処方せん受取率	
	(千枚)	対前年度比(%)	(百万円)	対前年度比(%)	(%)	対前年度比(%)
2年度	55,180	88.3%	524,356	97.1%	84.8	100.7%
元年度	62,508	100.7%	539,768	103.8%	84.2	100.8%
30年度	62,089	101.7%	519,959	98.5%	83.5	101.2%
29年度	61,075	100.6%	528,056	101.6%	82.5	100.9%
28年度	60,695	101.2%	519,585	97.3%	81.8	101.6%
27年度	59,966	101.8%	534,071	108.5%	80.5	101.1%
26年度	58,906	101.0%	492,255	101.9%	79.6	100.8%
25年度	58,347	100.0%	482,918	105.0%	79.0	100.3%
24年度	58,368	101.6%	459,811	101.0%	78.8	100.3%
23年度	57,437	101.3%	455,112	107.8%	78.6	101.9%
22年度	56,683	104.5%	422,225	104.1%	77.1	103.2%
21年度	54,233	100.3%	405,707	106.5%	74.7	101.1%
20年度	54,055	101.9%	380,970	106.1%	73.9	102.5%

(出典:(公社)日本薬剤師会資料)

(2) 処方せん発行状況 (令和2年12月全保険(社保+国保+後期)推計)

順位	総発行枚数		処方せん受取率	
	都道府県名	千枚	都道府県名	%
1	東京都	7,723	秋田県	90.7%
2	神奈川県	4,987	岩手県	88.0%
3	大阪府	4,343	青森県	87.6%
4	愛知県	3,547	新潟県	87.2%
5	埼玉県	3,503	宮城県	85.1%
6	福岡県	3,028	神奈川県	84.9%
7	兵庫県	2,958	北海道	84.9%
8	千葉県	2,942	島根県	83.4%
9	北海道	2,611	佐賀県	83.3%
10	静岡県	1,942	福島県	80.8%
全国平均	—	1,390	—	76.5%

(出典:(公社)日本薬剤師会資料)

(3) 健康サポート薬局届出状況(令和2年12月31日)

141件

内訳:平塚市:1件、鎌倉市:7件、逗子市:1件、秦野市:1件、伊勢原市:1件、
厚木市:3件、海老名市:2件、大和市:3件、真鶴町:1件、湯河原町:1件
横浜市:68件、川崎市:27件、相模原市:10件、横須賀市:7件、藤沢市:7件、
茅ヶ崎市:1件

(4) 年次別保険調剤の処方せん枚数等比較表

年 度	社 会 保 険			国 民 健 康 保 険			合 計		50年を100とした時の指数	
	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	請求 薬局数	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	請求 薬局数	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	枚 数	金 額
昭 和 50 年 度	805	1,236	5,291	295	475	9,695	1,100	1,712	100	100
令 和 2 年 度	25,410	150,249	46,666	29,968	312,016	92,668	55,378	462,265	5,034	27,001
令 和 元 年 度	29,558	153,948	46,088	32,501	328,371	91,403	62,059	482,319	5,642	28,173
平 成 30 年 度	29,550	145,090	45,324	32,497	320,052	90,155	62,047	465,142	5,641	27,170
平 成 29 年 度	28,965	143,947	44,931	31,336	331,781	89,167	60,301	475,728	5,482	27,788
平 成 28 年 度	28,040	138,798	44,570	32,767	331,048	88,364	60,807	469,846	5,528	27,444
平 成 27 年 度	27,249	138,084	43,674	32,820	346,114	86,864	60,069	484,198	5,461	28,283
平 成 26 年 度	26,420	125,982	42,952	32,592	319,471	85,506	59,012	445,453	5,365	26,019
平 成 25 年 度	25,987	122,848	42,163	32,470	314,144	84,017	58,457	436,992	5,314	25,525
平 成 24 年 度	26,247	118,420	40,905	32,240	297,209	81,296	58,487	415,629	5,317	24,277
平 成 23 年 度	25,909	117,439	39,653	31,681	293,657	79,039	57,590	411,096	5,235	24,013
平 成 22 年 度	25,981	111,221	38,833	30,874	269,633	77,419	56,855	380,854	5,169	22,246
平 成 21 年 度	24,755	106,953	37,960	29,643	258,797	75,718	54,398	365,750	4,945	21,364
平 成 20 年 度	25,016	102,583	37,450	29,102	239,189	86,088	54,118	341,772	4,920	19,963
平 成 19 年 度	24,376	95,352	36,867	27,679	217,347	78,213	52,055	312,699	4,732	18,265

(薬務課調べ)

(5) 保険調剤の処方せん枚数等比較表

年 月	請求件数(件)	発行枚数(件)	金額(百万円)	昭和49年10月を100としたときの指数	
				発 行 枚 数	金 額
昭和49年10月	32,954	55,756	89	100	100
令和2年10月	4,087,617	4,901,251	39,472	8,791	44,351
令和元年10月	4,220,002	5,084,760	39,066	9,120	43,894
平成30年10月	4,200,735	5,107,279	36,840	9,160	41,393
平成29年10月	4,062,100	4,972,894	38,645	8,919	43,421
平成28年10月	3,941,901	4,849,856	37,604	8,698	42,252
平成27年10月	3,851,242	4,754,212	38,871	8,527	43,675
平成26年10月	3,849,080	4,825,005	36,239	8,654	40,718
平成25年10月	3,624,110	4,511,449	34,016	8,091	38,220
平成24年10月	3,520,287	4,406,241	31,602	7,903	35,508
平成23年10月	3,511,294	4,490,708	32,630	8,054	36,663
平成22年10月	3,538,867	4,328,555	29,805	7,763	33,489
平成21年10月	3,357,123	4,368,816	29,871	7,836	33,563
平成20年10月	3,205,758	4,247,321	27,327	7,618	30,704
平成19年10月	3,404,957	4,791,797	32,000	8,594	35,955
平成18年10月	3,153,382	4,419,177	28,072	7,926	31,542

(薬務課調べ)

(6) 薬局及び保険薬局の地域別店舗数一覧

令和3年3月末現在

区 分	地 域 名	薬 局 数	保 険 薬 局 数
保 健 所 設 置 市	横 浜 市	1,626	1,576
	川 崎 市	608	595
	相 模 原 市	310	293
	横 須 賀 市	193	189
	藤 沢 市	224	218
	茅 ヶ 崎 市 (寒 川 町 含 む)	114	114
	小 計	3,075	2,985
県 保 健 福 祉 事 務 所 管 内	平塚保健福祉事務所	159	156
	平塚保健福祉事務所 秦野センター	108	105
	鎌倉保健福祉事務所	135	133
	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	19	19
	小田原保健福祉事務所	124	118
	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	50	49
	厚木保健福祉事務所	208	202
	厚木保健福祉事務所 大和センター	131	127
	小 計	934	909
合 計	4,009	3,894	

(薬務課調べ)

Ⅷ 献血事業の推進

1 概況

神奈川県は、昭和39年の「献血の推進について」に関する閣議決定以来順調に進展しており、現在県内の医療機関で必要とされる輸血用血液については献血により確保されている。

しかし、近年の医学・薬学の進歩、高齢社会の到来等により使用量が急増している血漿分画製剤については、その多くを外国からの輸入に依存していたため、その安全性、倫理性、安定供給の面から自給対策が大きな課題となってきた。

このため国では、国内で必要とする血液製剤を献血で確保する体制の確立と血液製剤の安全性の向上を図るため、昭和61年度から従来の200mL献血に加え、成分献血・400mL献血を導入するとともに血液製剤の使用適正化の推進を図ることとした。

さらに、新血液事業検討推進委員会の第一次報告及び第二次報告が提出され、これに基づきすべての血液製剤を国内自給するための諸施策が実施されてきた。

この結果、特に緊急の課題であった血液凝固因子製剤の国内自給については、平成5年度から一部の特殊な製剤を除きすべて国内自給されており、他の血漿分画製剤についても今後段階的に自給率を高めていくこととしている。

このような現状のもと、平成15年7月に血液事業全般に係る法的枠組として安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律が施行され、献血の推進が地方公共団体の責務に位置付けられたことから、本県では成分献血・400mL献血を中心とした献血の推進を図ることとし、広く県民に献血思想の普及を図るとともに献血の受入が円滑に実施されるよう努めている。

※令和2年度献血者数 本県 327,139人
全国 5,037,920人

2 献血の推進

(1) 献血推進協議会等の開催

献血推進協議会は献血思想の普及及び献血制度の適正な運営の確保を目的に、昭和40年1月に設置され、献血推進計画及び献血事業の諸問題等について協議を行っている。令和2年度の開催状況は次のとおりである。

年 月 日	開催方法	参加委員	協 議 事 項
令和3年2月15日	書面開催	18人	・令和3年度の献血推進計画(案)について(協議) ・令和2年度の献血事業について(報告)

(2) 献血の普及及び広報

医療に必要なすべての血液製剤を献血により確保する体制の確立を目指し、全国一斉に実施する7月の「愛の血液助け合い運動」及び冬期の「はたちの献血キャンペーン」に加え、広く県民に献血思想の普及と成分献血・400mL献血への理解と協力を求めるため、平成元年度より春と秋の年2回、「かながわ献血キャンペーン」を実施している。このほか、年間を通じて報道機関、ポスター、チラシ等により広報を行うとともに献血功労者の表彰を実施した。

また、献血の若年層に対する普及啓発活動として、献血啓発動画「あなたので誰か命を救えます」をホームページ等で配信したほか、県内高等学校生徒、約62,000人への啓発チラシの配布を行った。

ア 献血キャンペーン実施状況

① 全国的なキャンペーン

媒体	愛の血液助け合い運動 (令和2年7月1日～31日)	はたちの献血キャンペーン (令和3年1月1日～2月29日)
ポスター	1,600枚	1,600枚
広報媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ掲載、「県のとより」掲載 ・県薬剤師会雑誌「薬壺」掲載 ・薬務課Twitter ・FMヨコハマ「KANGAWA Muffin」放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ、「県のとより」掲載 ・県薬剤師会雑誌「薬壺」掲載 ・薬務課Twitter ・読売新聞「県からのお知らせ」掲載 ・tvkデータ放送 ・FMヨコハマ「KANGAWA Muffin」放送

② かながわ献血キャンペーン

媒体	春のかながわ献血キャンペーン (令和2年4月1日～5月31日)	秋のかながわ献血キャンペーン (令和2年10月15日～11月30日)
ポスター	3,000枚	2,000枚
広報媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ掲載 ・薬務課Twitter 	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ、「県のとより」掲載 ・薬務課Twitter
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日新聞特集記事「ささえあつて」掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市、茅ヶ崎市及び藤沢市内街頭ビジョン等での動画放映 ・シティリビング10月23日号掲載

イ 令和2年度の表彰状況

区分	知事表彰	保健福祉事務所長表彰	厚生労働大臣表彰
実施日	令和2年10月15日(木)	令和2年11月～令和3年3月	令和2年7月1日(水)
場所	(新型コロナウイルス感染拡大防止のため表彰式・伝達式は中止)		
大会名	—	—	—
被表彰者数	17団体	11団体	11団体(表彰状2、感謝状9)

ウ 献血セミナー実施状況

	実施校数	献血者数	参加者数
中学校	1校	—	138人
高等学校	1校	111人	487人

3 神奈川県赤十字血液センターの状況

(1)血液センター・献血ルームの概要

令和3年4月1日現在

区分	採血施設名	設置場所	開設時期		管轄区域
血液センター	神奈川県赤十字血液センター	横浜市港北区大豆戸町680-7 TEL045(834)4611	(開所) 平成29年7月	移動採血車による採血	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
事業所	神奈川県赤十字血液センター湘南事業所	厚木市愛甲1837 TEL046(228)9818	(開所) 平成29年7月	移動採血車による採血	相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、藤沢市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
出張所	神奈川県赤十字血液センター横浜駅西口出張所	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル1階 TEL045(314)7082	(開所) 昭和53年6月 (移転) 平成12年3月	毎日 (年末年始、5月の第4日曜日を除く)	
	神奈川県赤十字血液センター横浜駅東口出張所	横浜市西区高島2-13-2 横浜駅前共同ビル7階 TEL045(444)1088	(開所) 平成20年3月	毎日 (年末年始を除く)	
	神奈川県赤十字血液センター二俣川出張所	横浜市旭区中尾1-1-2 TEL045(361)0330	(開所) 昭和42年4月 (移転) 昭和63年1月 平成30年5月	日曜日～金曜日 (土曜日、年末年始・祝日を除く)	
	神奈川県赤十字血液センター横浜駅西口第二出張所(Leaf)	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル14階 TEL045(534)7173	(開所) 平成27年1月	毎日 (年末年始を除く)	
	神奈川県赤十字血液センター川崎駅東口出張所	川崎市川崎区日進町1-11 川崎ルフロン9階 TEL044(245)1857	(開所) 昭和61年10月 (移転) 平成23年8月	毎日 (年末年始を除く)	
	神奈川県赤十字血液センター溝の口出張所	川崎市高津区溝口1-3-1 ノクティプラザ1 10階 TEL044(813)0311	(開所) 平成9年9月	毎日 (年末年始を除く)	
	神奈川県赤十字血液センター藤沢出張所	藤沢市南藤沢21-8 大安興業ビル2階 TEL0466(25)8877	(開所) 平成3年1月 (移転) 平成5年4月 平成21年9月	毎日 (年末年始を除く)	
出張所	神奈川県赤十字血液センター本厚木出張所	厚木市中町2-8-13 TPR厚木ビル1階 TEL046(225)7001	(開所) 平成3年9月 (移転) 平成14年6月	毎日 (年末年始を除く)	

(2) 血液センター及び事業所の現況

区分	施設名	神奈川県 赤十字血液センター	神奈川県 赤十字血液センター 湘南事業所
建設年度		平成29年度(新築)	昭和63年度(既存棟) 平成19年度(増築棟)
建築延べ面積		4,457.81㎡	6,260.81㎡
敷地面積		5,521.56㎡	10,482.02㎡
土地所有者		日本赤十字社	日本赤十字社(一部借地)

※湘南事業所の建物延べ面積および敷地面積については、関東甲信越ブロック血液センター神奈川製造所を含む。

4 献血及び供給状況（※資料提供：神奈川県赤十字血液センター）

(1) 献血

年度別献血目標

年度	区 分	献 血 目 標	献 血 実 績	対前年度比(%)	目 標 達 成 率 (%)
2年度	献 血 者 数	317,473(人)	327,139(人)	103.2	103.0
	献 血 量	139,984(ℓ)	147,093(ℓ)	104.6	105.1
元年度	献 血 者 数	313,672(人)	316,940(人)	104.7	101.0
	献 血 量	136,795(ℓ)	140,652(ℓ)	113.4	102.8
30年度	献 血 者 数	307,757(人)	302,620(人)	101.5	98.3
	献 血 量	126,959(ℓ)	124,060(ℓ)	101.4	97.7
29年度	献 血 者 数	309,186(人)	298,216(人)	99.1	96.5
	献 血 量	126,298(ℓ)	122,394(ℓ)	98.2	96.9
28年度	献 血 者 数	305,483(人)	301,032(人)	101.1	98.5
	献 血 量	122,901(ℓ)	124,660(ℓ)	103.3	101.4

※医療機関の需要に応じた献血の受け入れを行っているため、目標達成率は100%以下となる場合がある。

年度別献血者数及び献血量

年度	区 分	献 血 者 数 (人)			献 血 量 (ℓ)	
		200mL献血	400mL献血	成分献血		
2年度	人 数	327,139	8,956	200,988	117,195	147,093
	対前年度比(%)	103.2	89.8	99.8	111.1	104.6
元年度	人 数	316,940	9,976	201,485	105,479	140,652
	対前年度比(%)	104.7	92.6	100.2	116.3	113.4
30年度	人 数	302,620	10,769	201,154	90,697	124,060
	対前年度比(%)	101.5	105.7	99.3	106.1	101.4
29年度	人 数	298,216	10,193	202,579	85,444	122,394
	対前年度比(%)	99.1	107.5	101.4	93.2	98.2
28年度	人 数	301,032	9,483	199,836	91,713	124,660
	対前年度比(%)	101.1	75.2	101.8	103.0	103.3

男女別・年齢別献血者状況

令和2年度(単位:人)

区分	年齢別 性別	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	計
		200mL献血	男	1,256	127	31	30	
	女	3,034	1,916	664	868	795	180	7,457
400mL献血	男	4,753	19,009	23,043	40,105	44,959	15,901	147,770
	女	2,073	10,986	8,731	13,010	14,006	4,412	53,218
成分献血	男	621	5,905	11,025	22,745	29,065	10,660	80,021
	女	908	6,402	7,064	10,003	9,851	2,946	37,174
小計	男	6,630	25,041	34,099	62,880	74,069	26,571	229,290
	女	6,015	19,304	16,459	23,881	24,652	7,538	97,849
合計		12,645	44,345	50,558	86,761	98,721	34,109	327,139
構成比(%)		3.9	13.6	15.5	26.5	30.2	10.4	100.0

年度別・年齢別献血状況

年度	年齢別 区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	計
		2年度	人数(人)	12,645	44,345	50,558	86,761	
	%	3.9	13.6	15.5	26.5	30.2	10.4	100.0
元年度	人数(人)	14,571	42,753	49,628	88,167	91,719	30,102	316,940
	%	4.6	13.5	15.7	27.8	28.9	9.5	100.0
30年度	人数(人)	15,379	42,250	48,314	87,326	82,119	27,232	302,620
	%	5.1	14.0	16.0	28.9	27.1	9.0	100.0
29年度	人数(人)	14,879	42,620	49,710	88,863	76,364	25,780	298,216
	%	5.0	14.3	16.7	29.8	25.6	8.6	100.0
28年度	人数(人)	14,834	43,955	53,000	92,432	71,552	25,259	301,032
	%	4.9	14.6	17.6	30.7	23.8	8.4	100.0

年度別・職業別 献血状況

年度	職業 区分	公務員	会社員	学生		その他	計
				高校生	その他		
2年度	人数(人)	36,047	208,240	6,076	14,084	62,692	327,139
	%	11.0	63.7	1.9	4.3	19.2	100.0
元年度	人数(人)	32,633	202,599	6,413	16,522	58,773	316,940
	%	10.3	63.9	2.0	5.2	18.5	100.0
30年度	人数(人)	31,196	192,483	6,628	16,695	55,618	302,620
	%	10.3	63.6	2.2	5.5	18.4	100.0
29年度	人数(人)	30,247	189,446	6,280	17,086	55,157	298,216
	%	10.1	63.5	2.1	5.7	18.5	100.0
28年度	人数(人)	30,549	189,789	6,055	17,424	57,215	301,032
	%	10.1	63.0	2.0	5.8	19.0	100.0

※「構成比」は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない。

カ 受入施設別献血状況

受入施設	年度	令和2年度			(令和2年度内訳)			令和元年度		
		人数	構成比	前年比	200mL	400mL	成分	人数	構成比	前年比
県内合計		327,139	100.0	103.2	8,956	200,988	117,195	316,940	100.0	104.7
出張所	横浜 Leaf	44,273	13.5	100.8	815	18,579	24,879	43,917	13.9	108.5
	横浜 駅西口	18,143	5.5	100.0	251	9,396	8,496	18,137	5.7	100.3
	横浜 駅東口	43,375	13.3	108.2	569	17,921	24,885	40,079	12.6	110.9
	二俣川	19,383	5.9	97.1	539	18,844	0	19,955	6.3	111.7
	かわさき	43,520	13.3	110.0	482	19,843	23,195	39,565	12.5	108.8
	みぞのくち	22,608	6.9	114.1	335	10,174	12,099	19,816	6.3	114.0
	藤沢	21,910	6.7	115.7	346	10,080	11,484	18,944	6.0	107.6
	本厚木	22,262	6.8	109.4	403	9,702	12,157	20,344	6.4	106.0
	小計	235,474	72.0	106.7	3,740	114,539	117,195	220,757	69.7	108.7
	血液センター	移動採血車	47,568	14.5	99.4	3,480	44,088	0	47,846	15.1
オープン採血		1,138	0.3	36.0	76	1,062	0	3,157	1.0	81.2
小計		48,706	14.9	95.5	3,556	45,150	0	51,003	16.1	95.9
事業所	移動採血車	42,192	12.9	95.6	1,629	40,563	0	44,113	13.9	97.3
	オープン採血	767	0.2	71.9	31	736	0	1,067	0.3	104.6
	小計	42,959	13.1	95.1	1,660	41,299	0	45,180	14.3	97.5

キ 献血不採血者数内訳

令和2年度

項目 男女別	受付者数 (人)	不採血者数 (人)	前年比 (%)	不採血率 (%)	不採血者数内訳	
					比重不足者数(人)	その他(人)
男	243,951	14,661	93.6	6.0	3,959	10,702
女	121,058	23,209	100.4	19.2	13,770	9,439
計	365,009	37,870	97.7	10.4	17,729	20,141

(2) 供給

ア 年度別・製剤別供給状況

(単位:200mL由来換算)

年度	全血		赤血球		血漿		血小板		合計	
	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)
2年度	0	0.0	398,225	37.2	138,306.0	12.9	533,865	49.9	1,070,396.0	100.0
元年度	0	0.0	402,093	37.1	149,457.0	13.8	533,270	49.2	1,084,820.0	100.0
30年度	0	0.0	398,022	36.4	145,779.0	13.3	550,732	50.3	1,094,533.0	100.0
29年度	0	0.0	403,133	36.3	155,924.0	14.0	550,966	49.6	1,110,023.0	100.0
28年度	0	0.0	404,070	34.2	225,586.5	19.1	550,665	46.7	1,180,321.5	100.0

※「構成比」は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない。

イ 製品別供給状況

(単位:200mL由来換算)

種	類	2年度	元年度	30年度
全血製剤	人全血液-LR「日赤」 (旧人全血液CPD)	0	0	0
	小計	0	0	0
血液成分製剤 ※	赤血球濃厚-LR「日赤」 (旧赤血球M・A・P)	397,829	401,414	397,454
	洗浄赤血球液-LR「日赤」 (旧洗滌赤血球)	378	666	557
	解凍赤血球液-LR「日赤」 (旧解凍赤血球濃厚液)	0	2	2
	合成血液-LR「日赤」 (旧合成血)	18	11	9
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」 (旧新鮮凍結血漿)	138,306.0	149,457.0	145,779.0
	濃厚血小板「日赤」 (旧濃厚血小板)	523,890	524,340	541,102
	濃厚血小板HLA「日赤」 (旧濃厚血小板HLA)	9,975	8,930	9,630
	小計	1,070,396.0	1,084,820.0	1,094,533.0
合計		1,070,396.0	1,084,820.0	1,094,533.0

※新鮮凍結血漿-LR「日赤」の単位数換算が平成29年度より変更。

Ⅸ 災害時医薬品等の確保対策

1 災害時医薬品等の調達

地震等の医療救護に必要な医薬品及び医療機材等の緊急調達を迅速に実施できるよう神奈川県医薬品卸業協会(平成6年5月27日締結)等との間に「医薬品等の供給に関する協定」を締結しており、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生時直前の適正な価格で調達できるようになっている。

2 災害用血液製剤の確保

地震等の災害発生時における血液の緊急需要に備えるため、日本赤十字社神奈川県支部と「災害用血液製剤の確保に関する協定」(平成26年9月17日)を締結し、負傷者の治療に迅速に対応できる体制をとっている。

3 国有ワクチンの供給

患者の治療に迅速に対応できるようにするため、「国有ワクチン等事務取扱マニュアル」を定め、要請を受けた医療機関に、速やかに国有ワクチンを供給できる体制をとっている。

供給状況

年度	乾燥ガスエソ ウマ抗毒素	乾燥ジフテリア ウマ抗毒素	乾燥組織培養 不活化狂犬病 ワクチン	乾燥ボツリヌス ウマ抗毒素 (ABEF型)	乾燥ボツリヌス ウマ抗毒素 (E型)
2年度	—	—	—	1	—
元年度	—	—	—	—	—
30年度	—	—	1	1	—
29年度	—	—	—	1	—
28年度	—	—	—	—	—

※ 県であらかじめ購入するのではなく、国と連携を図り供給する方式に変更

4 解毒剤の備蓄

毒物劇物による中毒のうち、特に毒性が強く迅速に対処する必要があるシアン化合物、ヒ素及び有機リン剤による中毒に対して、医療機関からの緊急要請に対応するため、危機管理対策の一環として備蓄している。

中毒の種類	品名	備蓄総量	保管数量		
			横浜地区	県央地区	県西地区
シアン化合物	デトキソール注	500管	250管	150管	100管
ヒ素	バル注	300管	150管	100管	50管
有機リン剤	パム注	300管	150管	100管	50管

参 考 資 料 ・ 統 計

神奈川県薬事審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号に基づき設置された神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。))の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 薬事関係者の資質の向上に関すること。
- (2) 薬事衛生の指導及び普及に関すること。
- (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)の取扱いの適正化に関すること。
- (4) 医薬品等の生産の振興及び円滑な流通に関すること。
- (5) 医薬品等の安全性の確保に関すること。
- (6) 薬用植物に関する知識の普及等に関すること。
- (7) その他薬事に関する重要な事項。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 薬事関係業者を代表する者
 - (3) 消費者を代表する者
 - (4) 神奈川県職員
- 2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定による指定に関する事項を分掌させるため、審議会に、薬物評価検討部会を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。
- 3 薬物評価検討部会及び前項の部会(以下「薬物評価検討部会等」という。)に属する委員は、会長が指名する。
- 4 薬物評価検討部会等に部会長を置き、薬物評価検討部会等に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、薬物評価検討部会等の会務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、薬物評価検討部会等に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 7 部会長は、薬物評価検討部会等で議決した事項について、審議会に報告し、次条の規定により部会の議決をもつて審議会の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。
- 8 前条の規定は、薬物評価検討部会等について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「薬物評価検討部会等」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「薬物評価検討部会等の委員」と読み替えるものとする。

(審議会と薬物評価検討部会との関係)

第7条 審議会は、前条第1項に掲げる薬物評価検討部会が分掌する事項について、当該部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(専門委員)

第8条 審議会は、専門の事項を調査検討させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、知事が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、神奈川県職員のうちから知事が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康医療局生活衛生部薬務課で処理する。

(委任規定)

第11条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかかって定める。

附 則

この規則は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則

(昭和38年10月4日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和40年7月13日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和51年2月20日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和55年3月21日規則第19号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

(平成9年5月13日規則第89号)

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

(平成17年3月29日規則第93号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(平成22年3月30日規則第16号抄)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(平成26年11月21日規則第103号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

(平成27年6月9日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成30年3月30日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県薬事審議会委員名簿(令和3年6月1日現在)

区 分	氏 名	役 職
学識経験のある者	池上 秀明	神奈川県医師会副会長
	石井 貴士	神奈川県医師会理事
	市川 和広	県議会厚生常任委員会委員長
	鶴飼 典男	神奈川県薬剤師会会長
	大島 憲子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部准教授
	栗原 正明	湘南医療大学薬学部教授
	小林 桜児	神奈川県立精神医療センター医師
	篠塚 達雄	横浜薬科大学薬学部教授
	鈴木 勉	湘南医療大学薬学部長
	野崎 恵	神奈川県病院薬剤師会理事
花井 恵子	神奈川県看護協会会長	
薬事関係業者を代表する者	北井 誠司	神奈川県医薬品登録販売者協会会長
	双城 剛	神奈川県医薬品卸業協会理事長
	中村 富美雄	神奈川県医薬品配置協会副会長
	似内 靖	神奈川県医療機器工業会会長
	松田 英隆	神奈川県化粧品工業協会会長
	渡辺 学	神奈川県製薬協会会長
消費者を代表する者	今井 澄江	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会理事
	平本 正子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長
	福山 浩一郎	日本放送協会横浜放送局長

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程

(設置、目的)

第1条 神奈川県における薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため、神奈川県薬物乱用対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の業務を所掌する。

- (1) 薬物乱用防止についての啓発、宣伝、指導等に関すること。
- (2) 薬物事犯の取締の強化に関すること。
- (3) 薬物中毒者の医療、更生保護等に関すること。
- (4) その他の薬物乱用対策について必要な事項。

(組 織)

第3条 本部は、次の者をもって組織する。

- (1) 本部長 1 人
- (2) 副本部長 3 人
- (3) 本部員 若干人

(役 員)

第4条 本部長は、知事をもってあて、本部の業務を統括し、本部を代表する。

2 副本部長は、健康医療局を担当する副知事、教育長及び警察本部長をもってあて、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

なお、副本部長職の統括については、健康医療局を担当する副知事があたるものとする。

3 本部長及び副本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した本部員がその職務を代理する。

4 本部員は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 福祉子どもみらい局長
- (2) 健康医療局長
- (3) 教育局指導部長
- (4) 警察本部刑事部組織犯罪対策本部長
- (5) 保健所設置市の衛生担当部長
- (6) 国の地方行政機関の職員のうちから本部長が選任した者
- (7) 関係団体の役職員及び学識経験のある者のうちから本部長が選任した者

5 本部員の選任期間は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の本部員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

6 本部員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第5条 本部会は、必要に応じて本部長が招集する。

(対策部会の設置)

第6条 本部の下に、取締対策部会及び啓発・青少年対策部会を置く。

2 取締対策部会及び啓発・青少年対策部会の設置・運営については、別に要領をもって定める。

(事務局の組織)

第7条 本部の事務を処理するため、事務局を健康医療局に置き、次の職員をもって組織する。

(1) 事務局長 1 人

(2) 書記 若干人

(事務局職員)

第8条 事務局長は、健康医療局生活衛生部長をもってあてる。

2 書記は、健康医療局の職員をもってあてる。

(委任規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和48年7月24日から施行する。

2 神奈川県麻薬等薬物対策本部規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部員名簿

令和3年6月1日現在

構成	氏名	役職
本部長	黒岩 祐治	知事
副本部長	首藤 健治	副知事
〃	桐谷 次郎	教育長
〃	山本 仁	警察本部長
本部員	池田 信之	神奈川県医師会理事
〃	佐伯 隆史	神奈川県精神科病院協会理事
〃	鵜飼 典男	神奈川県薬剤師会会長 薬物クリーンかながわ推進会議会長
〃	石井 康弘	神奈川県民生委員児童委員協議会常任理事
〃	柳川 義信	神奈川県保護司会連合会会長
〃	鈴木 圭作	薬物クリーンかながわ推進会議副会長
〃	三部 雅世	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長
〃	鈴木 勉	湘南医療大学薬学部長
〃	市丸 克己	かながわ青少年社会環境健全化推進会議会長
〃	塩澤 健一	横浜地方検察庁刑事部長
〃	遠藤 隆行	横浜少年鑑別所長
〃	滝田 裕士	横浜保護観察所長
〃	渡辺 伸一	東京出入国在留管理局横浜支局長
〃	野谷 彰司	横浜税関調査部長
〃	押木 幸次	関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室長
〃	森 征人	横浜海上保安部長
〃	木原 憲一	神奈川県労働局総務部長
〃	太田 良勝	神奈川県町村会代表
〃	岡田 尚子	神奈川県都市衛生行政協議会代表
〃	田中 博章	横浜市健康福祉局長
〃	宮口 護	川崎市健康福祉局長
〃	河崎 利之	相模原市健康福祉局長
〃	森田 佳重	横須賀市健康部長
〃	齋藤 直昭	藤沢市健康医療部長
〃	中沢 明紀	茅ヶ崎市保健所長
〃	濱田 啓太郎	教育委員会教育局指導部長
〃	大野 晶尚	警察本部刑事部組織犯罪対策本部長
〃	橋本 和也	福祉子どもみらい局長
〃	山田 健司	健康医療局長

神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用対策推進本部に取締対策部会（以下「取締部会」という。）を置く。

第2 所掌事務

取締部会は、薬事事犯の取締の強化に関することを所掌する。

第3 組 織

取締部会の構成員は15名以内とし、次に掲げる者をもってあてる。

警察本部刑事部組織犯罪対策本部長（部会長）
健康医療局長（副部会長）
横浜地方検察庁麻薬係検事
警察本部生活安全部少年捜査課長
警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長
東京出入国在留管理局横浜支局企画管理・調査部門首席入国警備官
横浜税関調査部特別審理官（第4担当）
横浜海上保安部警備救難課長
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室情報官
健康医療局生活衛生部薬務課長

2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 務

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、健康医療局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用防止対策の徹底を図るため、神奈川県薬物乱用対策推進本部に啓発・青少年対策部会(以下「啓発部会」という。)を置く。

第2 所掌事務

啓発部会は、薬物乱用防止、特に青少年による乱用防止についての啓発等に関することを所掌する。

第3 組 織

啓発部会の構成員は27名以内とし、次に掲げる者をあてる。

健康医療局長(部会長)	教育局支援部子ども教育支援課長
健康医療局生活衛生部長(副部会長)	教育局支援部学校支援課長
神奈川県薬剤師会副会長	教育局生涯学習部生涯学習課長
神奈川県薬物乱用防止指導員協議会会長	警察本部生活安全部生活安全総務課長
神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長	警察本部生活安全部少年育成課長
薬物クリーンかながわ推進会議副会長	警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長
かながわ青少年社会環境健全化推進会議副会長	知事室広報戦略担当課長
横浜市健康福祉局医療安全課長	くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長
川崎市健康福祉局保健所医事・薬事課長	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長
相模原市健康福祉局保健所地域保健課長	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長
横須賀市健康部保健所健康づくり課防疫企画担当課長	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長
藤沢市保健所地域保健課長	産業労働局労働部雇用労政課長
茅ヶ崎市保健所衛生課長	健康医療局生活衛生部薬務課長
教育局指導部保健体育課長	

2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 務

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、健康医療局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 則
この要領は、平成9年5月21日から施行する。

附 則
この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年9月14日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年3月18日から施行する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱

第1 設 置

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の18の規定に基づく麻薬中毒者の相談及び他の麻薬周辺薬物乱用者の相談に応じるための職員として、神奈川県に麻薬等薬物相談員(以下「相談員」という。)を置く。

第2 定 数

相談員の定数は24名以内とし、地区ごとに必要な人員を定めるものとする。

第3 任 命

相談員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が任命する。

- (1) 人格及び行動については社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。
- (5) 担当区域の実情に精通していること。
- (6) 76歳未満であること。

第4 身 分

相談員は、非常勤職員(第1号会計年度任用職員)とする。

第5 任 期

相談員の任期は、任命の日からその日の属する会計年度の末日までとする。

第6 報 酬

相談員には、報酬を支給するものとする。

第7 職 務

- (1) 観察指導
相談員は、麻薬中毒者であった者のうち観察指導を行うことが必要とされている者の家庭等を訪問して、観察指導を行うものとする。
- (2) 相 談
相談員は、麻薬中毒者及び麻薬周辺薬物乱用者の社会復帰に関し、本人又はその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うものとする。
- (3) 思想の普及
相談員は、麻薬及び麻薬周辺薬物の乱用防止を図るため、関係機関と緊密な連携を保ち、担当区域内の薬物乱用防止思想の普及を図るものとする。

第8 服 務

- (1) 相談員は、職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。
- (2) 相談員は、地方公務員法その他神奈川県条例等により定められたサービスを遵守する。
- (3) 相談員は、その職務を行うに当たっては、相談員であることを証明する証票を携行するものとする。

第9 報 告

相談員は、当月の勤務内容及び翌月の勤務予定について、翌月5日までに知事に報告するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。
- 2 第3(6)の規定は、昭和53年3月31日現在において麻薬中毒相談員であった者を引続き任命する場合には、昭和54年3月31日まで適用しない。
- 3 神奈川県麻薬中毒者相談員設置要綱(昭和48年4月1日施行)を廃止する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年11月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領

第1 目 的

この要領は、麻薬等薬物相談員(以下「相談員」という。)に関し神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 地区ごとの相談員定数

相談員の担当地区ごとの定数は、次のとおりとする。

地 区	定 数	
横 浜	9	横浜市
川 崎	4	川崎市
横須賀三浦	2	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町
そ の 他	9	上記以外の市町村
計	24	

第3 報酬額

- (1) 相談員の報酬は、非常勤協議基本報酬額によるものとする。
- (2) 相談員の報酬は、職員の給与及び費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)に基づいて支給する。

第4 身分証明書

相談員が職務を行うに当たり、携行する証票は第1号様式によるものとする。

第5 報告書

相談員が知事に当月の勤務内容及び翌月の予定を報告する報告書は、第2号様式によるものとし、その内容が観察指導である場合には第3号様式による報告書を別に添付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 第5の規定は、当分の間なお従前の例によることのできるものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員名簿

令和3年4月現在

地 区	氏 名	公 職
横 浜	山 崎 健	薬剤師
	関 正 紀	保護司、薬物乱用防止指導員
	林 弘 之	保護司、薬物乱用防止指導員
	加 川 次 郎	保護司、薬物乱用防止指導員
	高 田 朋 典	保護司、薬物乱用防止指導員
	阿 部 学	保護司、薬物乱用防止指導員
	寺 木 博	保護司、薬物乱用防止指導員
	金 子 善 政	保護司、薬物乱用防止指導員
	高 森 勝 彦	保護司、薬物乱用防止指導員
川 崎	池 田 正 賢	保護司、薬物乱用防止指導員
	小 林 房 雄	保護司、薬物乱用防止指導員
	林 悦 子	保護司
	石 渡 宏 衛	薬剤師、薬物乱用防止指導員
横 須 賀 三 浦	永 島 賢 一	保護司、薬物乱用防止指導員
	関 義 雄	保護司、薬物乱用防止指導員
そ の 他	臼 井 得 雄	薬剤師
	山 口 美 知 子	保護司、薬物乱用防止指導員
	小 泉 和 美	保護司、薬物乱用防止指導員
	小 島 祥 司	保護司、薬物乱用防止指導員
	諏 訪 部 俊 明	保護司、薬物乱用防止指導員
	大 谷 美 津 子	保護司、薬物乱用防止指導員
	山 下 耕 司	薬剤師、薬物乱用防止指導員
	小 林 美 智 子	保護司、薬物乱用防止指導員
	夏 目 芳 夫	薬剤師、薬物乱用防止指導員

神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱

1 設 置

神奈川県において薬物乱用防止啓発活動を行う者として、神奈川県薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 定 数

指導員の定数は500人以内とする。

3 選 任

指導員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が選任する。

- (1) 保護司、薬剤師、麻薬等薬物相談員等社会的に指導的立場にある者であること。
- (2) 薬物乱用防止活動に熱意と理解を示す者で時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活力を有すること。
- (4) 76歳未満であること。

4 選任期間

指導員の選任期間は、選任の日から2年とする。
ただし、欠員が生じた場合における新たな指導員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

5 業務の内容

(1) 啓発活動

指導員は、関係機関との連携を密にし、また、各種団体やボランティアの協力を得て、日常活動を通じた地域啓発活動を展開する。

(2) 指導活動

指導員は、薬物乱用に関する専門分野、経験、資格等に応じて、講演等での指導、相談を行うものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱(昭和54年11月5日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱

1 設 置

神奈川県において薬物乱用防止指導員(以下「指導員」という。)の組織的な啓発活動のために神奈川県薬物乱用防止指導員協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 構 成

協議会は、指導員をもって構成する。

3 事業実施

協議会は、毎年度、組織的に行われることにより啓発効果が期待できる事業実施計画書を作成し、県薬務課に報告する。

4 支 部

- (1) 協議会に支部を置き、指導員はいずれかの支部に属するものとする。
- (2) 保健所を設置する市は、保健所の所管区域ごとに、その他の地域については、県保健福祉事務所の所管区域ごとに支部を置く。
- (3) 各支部の構成員は、10名以上とし、その内訳は別表「神奈川県薬物乱用防止指導員地区別定数」による。
- (4) 支部は、毎年度協議会の事業計画書に基づく地区の特性に応じた事業実施計画書を策定し、指導員による組織的啓発活動を行うほか、保健所、精神保健福祉センター等の関係機関との連携を図る。
- (5) 支部は、毎年度事業実績報告書を作成し、協議会に報告する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用防止指導員地区別定数

支 部 名	定 数	支 部 名	定 数
鶴 見	15	幸	10
神 奈 川	16	中 原	12
西	10	高 津	10
中	12	宮 前	10
南	12	多 摩	10
港 南	12	麻 生	10
保 土 ヶ 谷	11	相 模 原	33
旭	11	横 須 賀	22
磯 子	10	藤 沢	17
金 沢	11	茅 ヶ 崎	11
港 北	12	平 塚	15
緑	10	鎌 倉	14
青 葉	10	小 田 原	13
都 筑	12	三 崎	10
戸 塚	14	秦 野 伊 勢 原	13
栄	10	厚 木	22
泉	10	大 和 綾 瀬	15
瀬 谷	10	足 柄 上	10
川 崎	11	計	476

平成31年4月1日施行

神奈川県麻薬中毒審査会

麻薬及び向精神薬取締法第58条の13に基づき、麻薬中毒者の入院措置の継続について適否の審査を行う神奈川県麻薬中毒審査会を昭和38年8月8日に設置した。

令和3年4月現在

氏 名	職 業 又 は 役 職
岩 下 新一郎	横浜地方検察庁麻薬係検事
深 澤 詩 子	弁護士
池 田 信 之	神奈川県医師会理事
山 口 由 衣	公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科環境免疫病態皮膚科学准教授
豊 福 深 奈	横浜市医師会常任理事

麻薬及び向精神薬取締法(抜粋)

(麻薬中毒審査会)

第58条の13 第58条の8第4項(第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査を行うため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で第58条の8第3項の規定により当該都道府県知事が措置院中につき入院を継続する必要があると認められるときに麻薬中毒審査会を置くものとする。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。
- 3 麻薬中毒審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

薬物クリーンかながわ推進会議規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、薬物クリーンかながわ推進会議の設置、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 本会議は、薬物クリーンかながわ推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(事 務 所)

第3条 推進会議の事務所を事務局の所在地に置く。

(目 的)

第4条 県内の各種機関、団体が相互に連絡・調整を図りながら、県民と一体となった薬物乱用防止啓発運動（以下「啓発運動」という。）を展開し、もって、不正薬物の存在しない、不正薬物の侵入を許さない「薬物クリーンかながわ」の実現に寄与することを目的とする。

(組 織)

第5条 推進会議は、前条の目的に賛同する団体等を会員として組織する。

(事 業)

第6条 推進会議は、第4条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 啓発運動の推進
- (2) 構成団体相互間の連絡調整
- (3) 啓発運動の推進のための関係団体が行う活動に対する協力、援助
- (4) 啓発運動の推進のための広報活動その他目的達成のために必要な事業

(役 員)

第7条 推進会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 20人程度
- (4) 監事 2人

2 会長は、公益社団法人神奈川県薬剤師会会長をもってあてる。

3 副会長及び運営委員は、会長が委嘱する。

4 監事は、運営委員以外の者から運営委員会が選出する。

5 会長を除く役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、新たな役員が就任するまでの間は原則としてその職務を執行するものとする。なお、補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、推進会議の運営に関する事項を審議し、又は実施する。

4 監事は、会計の監査を行う。

(顧 問)

第9条 推進会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(会 議)

第10条 推進会議の会議は、総会及び運営委員会等とする。

(入 会)

第11条 会員になろうとする者は、別紙入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会員たる団体、機関の代表者、事務所の所在地、名称の変更を行った時も同様とする。

(退 会)

第12条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届けなければならない。

2 会員が死亡し、解散した時は、退会したものとみなす。

(総 会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、会長が召集して開催する。

2 総会は、本会議の運営に関し、特に重要な事項を審議する。

3 総会は、運営委員会をもって代えることができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、原則として年1回以上、会長が召集して開催する。

3 運営委員会は、事業報告、事業計画、決算、予算及びその他本会議の執行に関する重要な事項を審

(専門委員会)

第15条 会長は、第4条の目的達成のために必要があると認める場合には、運営委員会の議事を経て、会員その他の者のうちから、会長が委嘱した者をもって専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、委員の互選により正・副委員長を置く。

3 専門委員会は、委員長が召集し、必要に応じて開催することができる。

4 専門委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業年度)

第16条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 推進会議の事業計画及び収支予算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第18条 推進会議の事業報告及び収支決算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(資 産)

第19条 推進会議の資産は、次に掲げるものをもって構成し、推進会議の事業経費に充てる。

(1) 「ダメ。ゼッタイ」国連支援募金の還付金

(2) 寄付金品

(3) その他の金品

2 前項の資産については、会長がこれを管理する。

(事務局)

第20条 推進会議の活動・運営を円滑にするために事務局を置く。

2 事務局は、神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課に置く。

3 事務局は、職員若干名をもって組織する。

4 事務局長は、薬務課副課長をもってあてる。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成4年10月28日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成8年6月11日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成10年8月6日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

薬物クリーンかながわ推進会議会員名簿（182団体）

令和3年4月現在

【衛生関係団体】（48団体）

神奈川県医師会
神奈川県薬剤師会
神奈川県精神科病院協会
神奈川県公衆衛生協会
日本赤十字社神奈川県支部
神奈川県薬物乱用防止指導員協議会
神奈川県化粧品工業協会
神奈川県医薬品登録販売者協会
神奈川県医療機器販売業協会
神奈川県医療機器工業会
神奈川県鮪商生活衛生同業組合
神奈川県中華料理業生活衛生同業組合
神奈川県料理業生活衛生同業組合
神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合
神奈川県食肉生活衛生同業組合
神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合
神奈川県理容生活衛生同業組合
神奈川県興行生活衛生同業組合
神奈川県クリーニング生活衛生同業組合
横浜市食品衛生協会
横浜市特殊浴場協会
横浜市旅館組合連合会
神奈川県ビルメンテナンス協会
神奈川県臨床衛生検査技師会

神奈川県歯科医師会
神奈川県看護協会
神奈川県病院協会
かながわ健康財団
神奈川県麻薬等薬物相談員会
神奈川県製薬協会
神奈川県医薬品卸業協会
神奈川県麻薬卸売協会
神奈川県医薬品配置協会
神奈川県生活衛生営業指導センター
神奈川県麺類生活衛生同業組合
神奈川県社交飲食業生活衛生同業組合
神奈川県飲食業生活衛生同業組合
神奈川県食鳥肉販売業生活衛生同業組合
神奈川県水雪販売業生活衛生同業組合
神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合
神奈川県美容業生活衛生同業組合
神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合
神奈川県食品衛生協会
川崎市食品衛生協会
川崎市特殊浴場協会
神奈川県ペストコントロール協会
神奈川県理学療法士会
日本産業医療ガス協会 神奈川県支部

【商工関係団体】（10団体）

神奈川県中小企業団体中央会
神奈川県商工会連合会
神奈川県観光協会
JATA関東支部神奈川県地区会
神奈川県石油商業組合

神奈川県商工会議所連合会
神奈川県高圧ガス防災協議会
神奈川県旅行業協会
神奈川県遊技場協同組合
神奈川県カラオケボックス協会

【建設・不動産関係団体】（3団体）

神奈川県建設業協会
全日本不動産協会神奈川県本部

神奈川県宅地建物取引業協会

【塗装関係団体】（5団体）

日本塗料商業組合神奈川県支部
神奈川県塗装工業協同組合

神奈川県塗装協会
神奈川県建設防水事業協同組合

シンナー・トルエン等乱用防止神奈川連絡会

【金融関係団体】（3団体）

横浜銀行協会
日本貸金業協会神奈川県支部

神奈川県信用金庫協会

【農政関係団体】（6団体）

神奈川県農業協同組合中央会
神奈川県漁業協同組合連合会
神奈川県獣医師会

神奈川県種苗協同組合
神奈川県栽培漁業協会
神奈川県森林組合連合会

【交通関係団体】（10団体）

神奈川県バス協会
神奈川県トラック協会
神奈川県個人タクシー協会
神奈川県指定自動車教習所協会
神奈川県自動車販売店協会

神奈川県交通安全協会
神奈川県自動車整備振興会
神奈川県タクシー協会
日本自動車連盟神奈川支部
神奈川県道路公社

【PTA関係団体】 (5団体)

神奈川県立高等学校PTA連合会
川崎市PTA連絡協議会
横浜市PTA連絡協議会

【学校関係団体】 (6団体)

神奈川県私学団体連合会
神奈川県専修学校各種学校協会
神奈川県市町村教育長会連合会

【青少年関係団体】 (2団体)

神奈川県青少年指導員連絡協議会

【福祉関係団体】 (12団体)

神奈川県民生委員児童委員協議会
川崎市民生委員児童委員協議会
神奈川県社会福祉協議会
川崎市社会福祉協議会
神奈川県社会福祉事業団
神奈川県総合リハビリテーション事業団

【スポーツ関係団体】 (10団体)

神奈川県スポーツ協会
神奈川県スケート連盟
神奈川県武術太極拳連盟
神奈川県馬術協会
神奈川県カヌー協会

【報道関係】 (4団体)

神奈川新聞社
神奈川県ケーブルテレビ協議会

【その他】 (14団体)

神奈川県保護司会連合会
神奈川県地域婦人団体連絡協議会
横浜市防犯協会連合会
神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進協議会
国際ロータリー 第2590地区
ライオンズクラブ国際協会330-B地区
かながわ女性会議

【国機関】 (8団体)

横浜税関
横浜保護観察所
東京出入国在留管理局横浜支局
横浜少年鑑別所

【県機関】 (3団体)

神奈川県
神奈川県警察本部

【市町村】 (33団体)

横浜市 川崎市 横須賀市
小田原市 茅ヶ崎市 逗子市
厚木市 大和市 伊勢原市
綾瀬市 葉山町 寒川町
大井町 松田町 山北町
湯河原町 愛川町 清川村

神奈川県PTA協議会
神奈川県私学保護者会連合会

神奈川県私立中学高等学校協会
神奈川県私立短期大学協会
神奈川県私立大学連絡協議会

神奈川県少年補導員連絡協議会

横浜市民生委員児童委員協議会
相模原市民生委員児童委員協議会
横浜市社会福祉協議会
相模原市社会福祉協議会
恩賜財団神奈川県済生会
神奈川県医療福祉施設協同組合

神奈川県ライフル射撃協会
神奈川県剣道連盟
神奈川県卓球協会
神奈川県ウエイトリフティング協会
神奈川県野球連盟

アールエフラジオ日本
ジェイコム湘南

神奈川県更生保護女性連盟
神奈川県防犯協会連合会
神奈川県銃砲安全協会連合会
神奈川県暴力追放推進センター
国際ロータリー 第2780地区
横浜弁護士会
国際ソロプチミスト横浜西

神奈川労働局
南関東防衛局
関東運輸局神奈川運輸支局
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室

神奈川県教育局

平塚市 鎌倉市 藤沢市
相模原市 三浦市 秦野市
海老名市 座間市 南足柄市
大磯町 二宮町 中井町
開成町 箱根町 真鶴町

神奈川県献血推進協議会要綱

(設置)

第1条 献血思想の普及並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、健康医療局に神奈川県献血推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

第2条 協議会は委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他適当と認められる者

(役員)

第3条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長には知事を、副会長には健康医療局長をもってあてる。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長とも事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の選任期間は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の選任期間は前任の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(所掌事務)

第5条 協議会は次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 血液に対する正しい知識の啓発に関すること。
- (2) 献血思想の普及に関すること。
- (3) 献血推進計画の検討に関すること。
- (4) その他献血の推進に関する必要な事項。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集する。

- 2 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、特別な事項を協議するため部会を置くことができる。

- 2 部会は協議会の委員若干人をもって組織し、委員は会長が協議会にはかって指名する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によって定める。
- 4 部会の会議は部会長が招集する。
- 5 部会長は部会の会議を主宰し、会議を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため健康医療局生活衛生部業務課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1人、幹事及び書記若干人を置く。
- 3 事務局長には生活衛生部長をもってあてる。
- 4 事務局長は会長の命を受け局務を掌理する。
- 5 幹事及び書記は県職員及び関係機関の職員のうちから知事が選任する。
- 6 幹事及び書記は事務局長の命を受け局務に従事する。

(委任規定)

第9条 この要綱で規定するもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この要綱は、昭和40年1月28日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施す

附 則

この要綱は、平成14年1月4日から実施す

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 第2条の適用については、委員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

神奈川県献血推進協議会委員名簿

令和3年6月現在

構成	氏名	役職
会長	黒岩 祐治	神奈川県知事
副会長	山田 健司	神奈川県健康医療局長
委員	太田 史一	(公社)神奈川県病院協会常任理事
〃	小田 眞一	大井町長(神奈川県町村会)
〃	上谷 公志郎	(一社)神奈川県経営者協会事務局長
〃	唐澤 淳子	(公社)神奈川県薬剤師会常務理事
〃	小林 大介	神奈川県議会議員
〃	近藤 和之	(株)テレビ神奈川 総務部長
〃	笹生 正人	(公社)神奈川県医師会理事
〃	佐藤 弥斗	座間市長(神奈川県市長会)
〃	島 辰夫	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副会長
〃	鈴木 亮子	公募委員
〃	田中 徳一郎	神奈川県議会議員
〃	中嶋 義臣	神奈川県赤十字協議会理事長
〃	畠山 卓也	(株)神奈川新聞社 総務局人事労務部長
〃	濱川 美奈子	神奈川県立生田東高等学校長
〃	藤崎 清道	神奈川県赤十字血液センター所長
〃	藤澤 浩子	特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川 代表理事
〃	前田 隆芳	一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会理事

(委員は五十音順)

神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川県内において、患者及び医師等の医療関係者が安心して後発医薬品(ジェネリック医薬品、以下「GE」という。)を使用できる環境を整備し、その使用を促進することにより、患者負担の軽減及び医療費の削減を図ることを目的に、有識者及び関係団体等による神奈川県後発医薬品使用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) GEの普及状況の把握と情報共有に関すること
- (2) GEの使用促進策に関すること
- (3) GEの普及啓発に関すること
- (4) その他GEに関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者について、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体において推薦された者
 - (3) 県民
 - (4) その他
- 2 委員の選任期間は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の選任期間の途中で選任された委員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が決定していない場合は、健康医療局生活衛生部薬務課長が招集する。

- 2 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、健康医療局生活衛生部薬務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

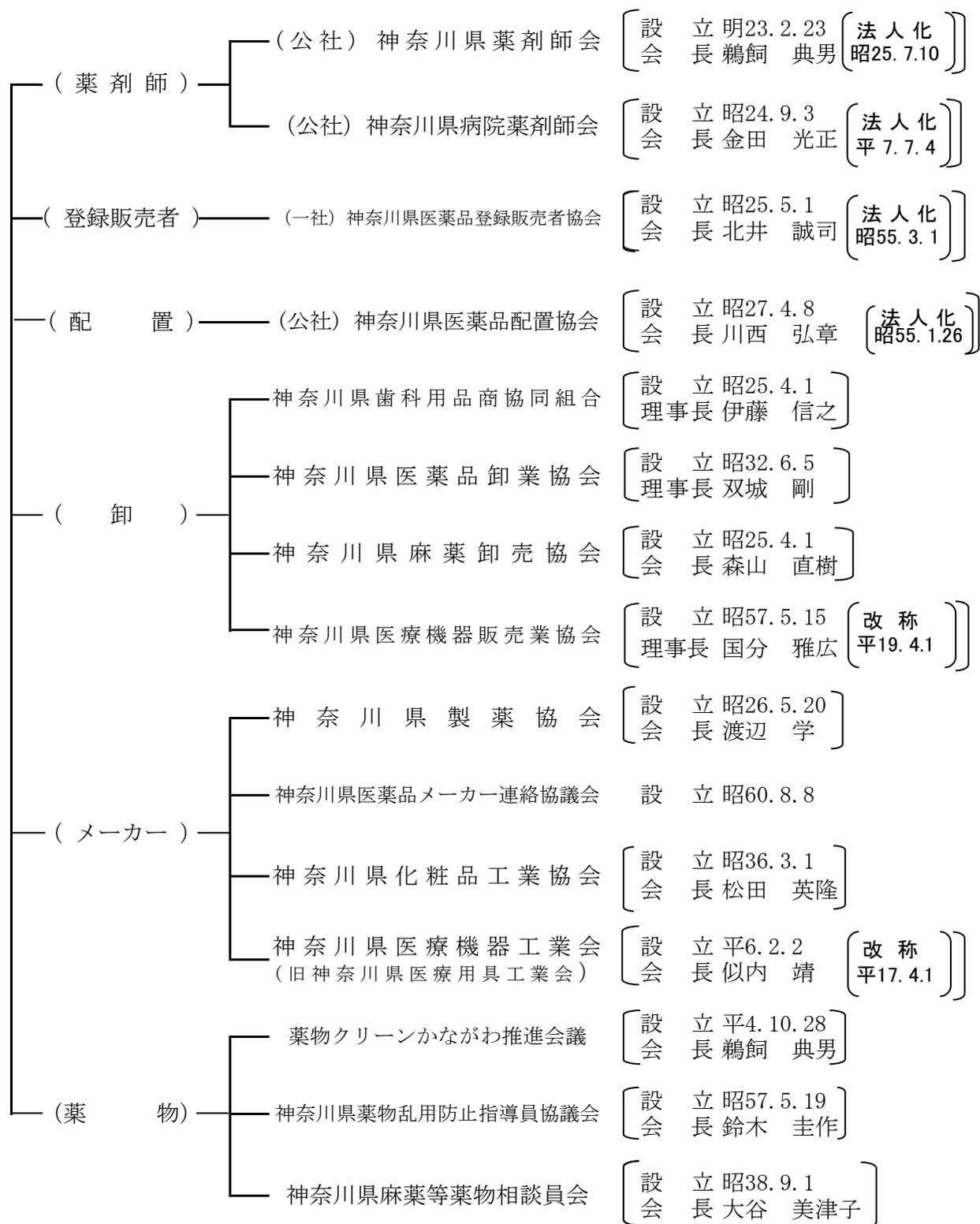
神奈川県後発医薬品使用促進協議会委員名簿(令和3年6月1日現在)

区分	氏名	役職
学識経験者	石井貴士	神奈川県医師会理事
	石毛敦	横浜薬科大学客員教授
	遠藤則子	神奈川県歯科医師会常任理事
	川邊桂	神奈川県病院薬剤師会経理部副部長
	小池博文	日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会評議員
	後藤知良	神奈川県薬剤師会副会長
	小松幹一郎	神奈川県病院協会常任理事
関係団体	佐藤透	横浜薬科大学教授
	古川裕昭	日本ジェネリック製薬協会再評価委員会委員
	森山直樹	神奈川県医薬品卸業協会副理事長
県民その他	吉原利夫	全国健康保険協会神奈川支部長
	石川壽々子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長
	小野祥子	公募委員

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬務関係団体組織図

令和3年6月1日現在



処方せん発行枚数、受取薬局・分業率の推移

年 度	処方せん(社保・国保)			指 数		薬局数	保 険 薬局数 (A)	請 求 薬局数 (B)	請 求 薬局率 (B/A) %	分 業 率 (処方せん 受取率) %
	枚数(万枚)	金 額	金 額 (百 万 円)	枚数	金額					
2020 (R2)	5,538	462,264,854,080	4622億64百万円	5,035	27,001	4,009	3,894	3,918	100.6%	84.8
2019 (R1)	6,206	482,318,459,060	4823億18百万円	5,642	28,173	3,952	3,857	3,883	100.7%	84.2
2018 (H30)	6,205	465,142,091,950	4651億42百万円	5,641	27,170	3,888	3,797	3,812	100.4%	83.5
2017 (H29)	6,030	475,727,849,809	4757億27百万円	5,482	27,788	3,836	3,774	3,757	99.5%	82.5
2016 (H28)	6,081	469,846,021,532	4698億46百万円	5,528	27,444	3,825	3,767	3,776	100.2%	81.8
2015 (H27)	6,007	484,198,031,567	4841億98百万円	5,461	28,283	3,769	3,688	3,678	99.7%	80.5
2014 (H26)	5,901	445,453,791,270	4454億53百万円	5,365	26,019	3,724	3,663	3,603	98.4%	79.6
2013 (H25)	5,846	436,991,273,523	4369億91百万円	5,315	25,525	3,680	3,618	3,559	98.4%	79.0
2012 (H24)	5,849	415,629,576,082	4156億29百万円	5,317	24,277	3,610	3,547	3,451	97.3%	78.8
2011 (H23)	5,759	411,096,367,338	4110億96百万円	5,235	24,013	3,506	3,457	3,343	96.7%	78.6
2010 (H22)	5,686	380,853,649,625	3808億53百万円	5,169	22,246	3,444	3,403	3,260	95.8%	77.1
2009 (H21)	5,440	365,750,340,303	3657億50百万円	4,945	21,364	3,392	3,372	3,158	93.7%	74.7
2008 (H20)	5,411	341,772,000,000	3417億72百万円	4,919	19,963	3,370	3,304	3,164	95.8%	73.9
2007 (H19)	5,206	312,699,000,000	3126億99百万円	4,733	18,265	3,310	3,239	3,096	95.6%	72.1
2006 (H18)	5,171	296,904,000,000	2969億4百万円	4,701	17,343	3,305	3,209	3,035	94.6%	71.2
2005 (H17)	5,096	290,508,000,000	2905億8百万円	4,633	16,969	3,219	3,143	2,981	94.8%	70.3
2004 (H16)	4,872	262,409,000,000	2624億9百万円	4,429	15,328	3,232	3,092	2,925	94.6%	70.7
2003 (H15)	4,705	244,238,000,000	2442億38百万円	4,277	14,266	3,188	3,026	2,841	93.9%	68.6
2002 (H14)	4,605	222,633,000,000	2226億33百万円	4,186	13,004	3,143	2,979	2,743	92.1%	65.9
2001 (H13)	4,484	207,441,000,000	2074億41百万円	4,076	12,117	3,091	2,928	2,687	91.8%	61.7
2000 (H12)	4,095	179,215,000,000	1792億15百万円	3,723	10,468	3,039	2,886	2,609	90.4%	56.2
1999 (H11)	3,668	150,527,000,000	1505億27百万円	3,335	8,792	2,887	2,735	2,426	88.7%	50.1
1998 (H10)	3,345	127,663,000,000	1276億63百万円	3,041	7,457	2,809	2,706	2,282	84.3%	45.4
1997 (H9)	2,937	116,295,000,000	1162億95百万円	2,670	6,793	2,743	2,666	2,153	80.8%	41.2
1996 (H8)	2,681	104,507,000,000	1045億7百万円	2,437	6,104	2,642	2,558	2,033	79.5%	37.5
1995 (H7)	2,468	97,508,000,000	975億8百万円	2,244	5,696	2,540	2,436	1,818	74.6%	35.0
1994 (H6)	2,261	84,235,000,000	842億35百万円	2,055	4,920	2,472	2,426	1,707	70.4%	32.7
1993 (H5)	2,019	72,923,000,000	729億23百万円	1,835	4,260	2,421	2,344	1,588	67.7%	30.1
1992 (H4)	1,876	62,681,000,000	626億81百万円	1,705	3,661	2,369	2,305	1,503	65.2%	28.2
1991 (H3)	1,683	55,074,000,000	550億74百万円	1,530	3,217	2,343	2,275	1,430	62.9%	26.0
1990 (H2)	1,537	47,888,000,000	478億88百万円	1,397	2,797	2,332	2,264	1,367	60.4%	24.5
1989 (H1)	1,406	43,254,000,000	432億54百万円	1,278	2,527	2,325	2,163	1,280	59.2%	22.9
1985 (S60)	1,008	25,218,000,000	252億18百万円	916	1,473	2,157	1,915	1,104	57.7%	—
1980 (S55)	493	14,742,000,000	147億42百万円	448	861	1,904	1,697	705	41.5%	—
1975 (S50)	110	1,712,000,000	17億12百万円	100	100	1,612	1,303	441	33.8%	—

(薬務課調～)

薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移

年 度	薬剤師数	薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業 者 数						
		薬 局	一 般 (*1)	卸 (*2)	薬 種 商	特 例	配 置	合 計
2,020 (R2)	-	4,009	1,509	580	1	0	183	6,282
2019 (R1)	-	3,952	1,486	577	1	0	195	6,211
2018 (H30)	22,913	3,888	1,461	581	1	0	200	6,131
2017 (H29)	-	3,836	1,427	583	1	0	215	6,062
2016 (H28)	22,104	3,825	1,403	576	1	1	232	6,038
2015 (H27)	-	3,770	1,365	583	1	1	232	5,952
2014 (H26)	21,541	3,724	1,353	579	3	2	243	5,904
2013 (H25)	-	3,680	1,307	577	3	2	243	5,812
2012 (H24)	20,212	3,610	1,251	581	3	4	254	5,703
2011 (H23)	-	3,506	1,179	557	4	46	265	5,557
2010 (H22)	19,610	3,444	1,179	506	3	86	288	5,506
2009 (H21)	-	3,392	1,092	454	52	137	290	5,417
2008 (H20)	17,650	3,370	913	413	171	169	301	5,337
2007 (H19)	-	3,310	930	417	191	168	301	5,317
2006 (H18)	16,507	3,305	923	420	204	168	303	5,323
2005 (H17)	-	3,218	943	412	213	172	315	5,273
2004 (H16)	15,672	3,232	948	426	228	185	383	5,402
2003 (H15)	-	3,188	1,006	425	254	198	378	5,449
2002 (H14)	14,930	3,143	1,004	437	263	200	395	5,442
2001 (H13)	-	3,091	1,034	437	276	186	390	5,414
2000 (H12)	14,147	3,039	1,052	437	288	179	396	5,391
1999 (H11)	-	2,887	1,100	436	302	178	404	5,307
1998 (H10)	13,033	2,809	1,095	450	326	178	418	5,276
1997 (H9)	-	2,743	1,127	446	337	178	430	5,261
1996 (H8)	12,213	2,642	1,139	452	351	183	451	5,218
1995 (H7)	-	2,540	1,093	448	377	180	450	5,088
1994 (H6)	11,003	2,472	1,060	453	400	181	459	5,025
1993 (H5)	-	2,421	1,022	440	405	179	471	4,938
1992 (H4)	9,868	2,369	983	451	419	182	487	4,891
1991 (H3)	-	2,343	949	441	433	183	503	4,852
1990 (H2)	9,042	2,332	890	428	443	184	530	4,807
1989 (H1)	-	2,325	873	411	467	190	569	4,835
1988 (S63)	8,330	2,269	820	403	474	190	572	4,728
1987 (S62)	-	2,232	764	385	472	190	570	4,613
1986 (S61)	7,912	2,201	698	366	480	191	559	4,495
1985 (S60)	-	2,157	672	366	487	199	560	4,441
1984 (S59)	7,340	2,103	646	359	487	197	553	4,345
1983 (S58)	-	2,050	653	324	481	204	552	4,264
1982 (S57)	7,082	2,034	658	302	485	198	542	4,219
1981 (S56)	6,879	1,969	693	244	457	180	595	4,138
1980 (S55)	6,664	1,904	736	206	459	174	591	4,070
1979 (S54)	6,373	1,821	733	201	448	165	576	3,944
1978 (S53)	6,513	1,760	715	180	431	171	614	3,871
1977 (S52)	6,385	1,710	686	162	411	268	640	3,877
1976 (S51)	6,466	1,658	661	172	395	263	640	3,789
1975 (S50)	6,323	1,612	634	170	368	281	620	3,685
1974 (S49)	6,027	1,535	688	177	334	375	645	3,754
1973 (S48)	5,689	1,487	699	454	289	365	640	3,934
1972 (S47)	5,324	1,460	689	136	290	361	615	3,551
1971 (S46)	5,024	1,426	724	109	245	359	640	3,503
1970 (S45)	4,490	1,373	685	93	247	403	608	3,409
1969 (S44)	4,123	1,314	611	73	216	406	583	3,203
1968 (S43)	3,927	1,273	496	63	199	448	596	3,075
1967 (S42)	3,664	1,287	428	53	178	438	560	2,944
1966 (S41)	3,686	1,148	414	41	182	478	567	2,830
1965 (S40)	3,350	1,082	385		182	447	568	2,664
1964 (S39)	3,234	1,037	335		188	477	594	2,631

(注1) 数字は、各年度末現在。
(注2) 薬剤師届出は、S57年から各年実施。年末現在数。
(注3) 参考文献：衛生統計年報 (S30～)、衛生行政の概要 (S40～)、薬務行政の概要 (S50～)
(注4) H21年度より、(*1)：店舗販売業、(*2)：卸売販売業として計上

医薬品等製造販売・製造業者数・生産(輸入)金額の推移

年 度	医薬品等製造販売業・製造業者数()内製造販売業者内数						医薬品等生産・金額 (単位: 億円)				
	医 薬 品	医薬部外品	化 粧 品	医 療 機 器	再生医療等 製 品	合 計	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	合 計
2020 (R2)	141 (27)	185 (53)	362 (140)	# 644 (133)	5 (1)	# 1,337 (354)	△	-	1,467	△	△
2019 (R1)	139 (27)	181 (51)	349 (135)	# 626 (123)	4 (1)	# 1,299 (337)	○ 4,023	-	1,948	○ 170	6,141
2018 (H30)	143 (29)	171 (49)	346 (134)	# 617 (122)	3 (1)	# 1,280 (335)	3,288	-	2,048	2,503	7,839
2017 (H29)	151 (30)	168 (50)	335 (131)	# 597 (114)	2 (1)	# 1,253 (326)	3,452	-	2,004	2,430	7,886
2016 (H28)	148 (31)	165 (50)	316 (121)	# 581 (113)	1 (0)	# 1,211 (315)	3,637	-	1,676	2,097	7,411
2015 (H27)	144 (30)	160 (49)	315 (123)	# 540 (103)	1 (0)	# 1,160 (305)	3,128	-	1,647	1,887	6,661
2014 (H26)	151 (30)	163 (51)	309 (121)	# 525 (100)	-	# 1,148 (302)	3,172	-	1,495	1,443	6,110
2013 (H25)	158 (32)	173 (54)	324 (125)	# 498 (96)	-	# 1,153 (307)	3,970	-	1,616	1,384	6,970
2012 (H24)	159 (33)	175 (55)	323 (124)	# 479 (91)	-	# 1,136 (303)	3,403	-	1,880	1,427	6,710
2011 (H23)	157 (33)	176 (57)	335 (128)	# 487 (93)	-	# 1,155 (311)	4,352	-	2,702	1,305	8,359
2010 (H22)	156 (32)	168 (57)	323 (126)	# 472 (95)	-	# 1,119 (310)	3,292	-	2,907	1,552	7,751
2009 (H21)	155 (34)	161 (55)	315 (124)	# 470 (95)	-	# 1,101 (308)	3,752	-	2,899	3,932	10,583
2008 (H20)	152 (34)	166 (58)	331 (130)	# 489 (104)	-	# 1,138 (326)	4,088	1,163	3,662	2,125	11,038
2007 (H19)	155 (35)	172 (57)	338 (130)	# 469 (104)	-	# 1,134 (326)	4,142	1,258	3,815	1,811	11,026
2006 (H18)	163 (35)	176 (58)	343 (125)	# 502 (113)	-	# 1,184 (331)	4,364	934	3,679	1,005	9,982
2005 (H17)	182 (41)	169 (55)	342 (121)	# 493 (113)	-	# 1,186 (330)	4,384	821	3,885	1,310	10,400
2004 (H16)	109 (19)	94 (16)	215 (94)	# 325 (60)	-	# 743 (189)	3,752	1,037	3,613	630	9,032
2003 (H15)	112 (19)	86 (16)	202 (84)	# 313 (60)	-	# 713 (179)	4,462	1,308	3,817	700	10,287
2002 (H14)	111 (20)	84 (16)	201 (82)	# 300 (53)	-	# 696 (171)	4,351	975	4,025	665	10,016
2001 (H13)	112 (19)	82 (16)	201 (84)	# 290 (43)	-	# 685 (162)	4,673	880	4,040	557	10,150
2000 (H12)	115 (20)	78 (15)	187 (71)	# 301 (44)	-	# 681 (150)	4,447	807	3,966	580	9,800
1999 (H11)	120 (20)	78 (14)	177 (65)	# 300 (43)	-	# 675 (142)	4,498	924	3,805	592	9,819
1998 (H10)	126 (23)	74 (14)	175 (65)	# 309 (46)	-	# 684 (148)	4,143	923	3,868	525	9,459
1997 (H9)	124 (21)	71 (13)	172 (62)	# 297 (42)	-	# 664 (138)	5,114	1,095	3,983	595	10,787
1996 (H8)	129 (22)	67 (13)	170 (61)	# 266 (42)	-	# 632 (138)	4,355	980	3,949	530	9,814
1995 (H7)	133 (22)	69 (13)	150 (47)	191 (42)	-	543 (124)	5,268	1,187	3,700	689	10,844
1994 (H6)	131 (22)	69 (13)	139 (36)	184 (35)	-	523 (106)	4,889	1,154	3,601	658	10,302
1993 (H5)	129 (22)	69 (13)	141 (33)	181 (33)	-	520 (101)	4,845	1,098	3,373	701	10,017
1992 (H4)	127 (22)	64 (13)	142 (33)	185 (33)	-	518 (101)	3,254	1,108	3,454	650	8,466
1991 (H3)	129 (20)	63 (11)	135 (31)	187 (35)	-	514 (97)	3,520	1,052	3,304	697	8,573
1990 (H2)	126 (19)	63 (11)	133 (30)	189 (35)	-	511 (95)	3,389	1,075	3,162	665	8,291
1989 (H1)	123 (18)	60 (11)	120 (24)	182 (29)	-	485 (82)	3,228	1,070	2,858	574	7,730
1988 (S63)	127 (18)	61 (11)	113 (24)	179 (26)	-	480 (79)	3,354	942	2,740	571	7,607
1987 (S62)	130 (19)	62 (11)	111 (23)	168 (22)	-	471 (75)	2,888	860	2,786	554	7,088
1986 (S61)	130 (17)	61 (11)	107 (19)	158 (18)	-	456 (65)	2,598	843	2,779	516	6,736
1985 (S60)	125 (15)	55 (8)	98 (15)	148 (14)	-	426 (52)	2,378	802	2,791	425	6,396
1984 (S59)	125 (16)	54 (7)	97 (16)	144 (13)	-	420 (52)	2,428	766	2,618	399	6,211
1983 (S58)	128 (15)	55 (7)	90 (13)	141 (15)	-	414 (50)	2,594	735	2,731	360	6,420
1982 (S57)	125 (13)	54 (7)	83 (14)	146 (18)	-	408 (52)	2,706	712	2,663	272	6,353
1981 (S56)	123 (12)	52 (6)	80 (13)	132 (17)	-	387 (48)	2,613	523	2,250	243	5,629
1980 (S55)	129 (13)	52 (5)	82 (13)	132 (15)	-	395 (46)	* 2,438	* 508	1,970	* 246	* 5,162
1979 (S54)	125 (13)	51 (5)	82 (11)	125 (12)	-	383 (41)	1,880	467	2,140	323	4,810
1978 (S53)	129 (13)	54 (5)	75 (11)	127 (12)	-	385 (41)	1,806	473	1,545	475	4,299
1977 (S52)	132 (11)	53 (3)	66 (8)	106 (11)	-	357	1,447	492	2,039	259	4,237
1976 (S51)	134 (10)	59 (5)	64 (9)	97 (9)	-	354 (33)	1,362	479	1,722	222	3,785
1975 (S50)	134 (10)	54 (5)	68 (10)	93 (9)	-	349 (34)	1,145	428	1,870	189	3,632
1974 (S49)	139 (0)	55 (0)	61 (0)	84 (0)	-	339 (0)	1,139	406	+1,283	189	3,017
1973 (S48)	146 (10)	55 (4)	66 (9)	83 (5)	-	350 (28)	859	369	-	156	1,384
1972 (S47)	146 (9)	57 (4)	68 (8)	85 (5)	-	356 (26)	645	279	-	172	1,096
1971 (S46)	150 (12)	54 (4)	62 (7)	74	-	340 (23)	604	240	-	243	1,087
1970 (S45)	146 (10)	58 (3)	54 (6)	74 (4)	-	332 (23)	680	192	-	238	1,110
1969 (S44)	152 (12)	61 (3)	54 (6)	62 (3)	-	329 (24)	625	139	-	180	944
1968 (S43)	151 (12)	58 (3)	54 (7)	60 (3)	-	323 (25)	515	94	-	156	765
1967 (S42)	137 (9)	51 (3)	52 (10)	35 (2)	-	275 (24)	387	50	-	146	583
1966 (S41)	132 (8)	51 (3)	52 (9)	35 (2)	-	270 (22)	301	19	-	125	445
1965 (S40)	138 (7)	48 (2)	52 (11)	34 (2)	-	272 (22)	274	17	-	149	440
1964 (S39)	132 (7)	48 (1)	59 (11)	28 (0)	-	267 (19)	220	8	-	74	302
1963 (S38)	131 (6)	39 (1)	53 (10)	24 (0)	-	247 (17)	127	4	-	61	192
1962 (S37)	108	1			-		71	0.5	-		71.5
1955 (S30)	121 (9)	-	29 (8)	13 (2)	-	163 (19)	-	-	-	-	-

(注1) +化粧品は生産額。*この年から輸入額を含む。○この年から生産額のみ。#修理業を含む。 2004(H16)以前の()内数は輸入業者内数

(注2) 参考文献: 衛生統計年報 (S30～)、衛生行政の概要 (S40～)、薬務行政の概要 (S50～)、薬事工業生産動態統計年鑑(医薬品生産・輸入金額 S30～、医療用具(機器)生産・輸入金額 S58～、都道府県別医薬品・医療機器生産金額 △は、結果が未公表。

(注3) 2009(H21)以降の医薬部外品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。

(注4) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。

献血者数と献血量の推移

年 度	献 血 者 数 (人)				献血量(ℓ)
	200mL献血	400mL献血	成分献血		
2020 (R2)	327,139	8,956	200,988	117,195	147,093
2019 (R1)	316,940	9,976	201,485	105,479	140,652
2018 (H30)	302,620	10,769	201,154	90,697	124,060
2017 (H29)	298,216	10,193	202,579	85,444	122,394
2016 (H28)	301,032	9,483	199,836	91,713	124,660
2015 (H27)	297,871	12,612	196,258	89,001	120,669
2014 (H26)	296,828	13,157	195,058	88,613	108,047
2013 (H25)	301,114	14,905	194,965	91,244	121,419
2012 (H24)	306,426	10,500	195,457	100,469	126,028
2011 (H23)	302,104	6,842	196,770	98,492	123,729
2010 (H22)	307,166	6,369	195,971	104,826	127,724
2009 (H21)	316,864	4,377	189,622	122,865	135,763
2008 (H20)	310,533	5,301	184,989	120,243	126,199
2007 (H19)	291,750	9,920	183,814	98,016	116,816
2006 (H18)	273,290	17,369	174,395	81,526	107,153
2005 (H17)	279,706	14,438	174,088	91,180	110,968
2004 (H16)	294,459	11,716	173,852	108,891	118,655
2003 (H15)	305,193	11,799	178,007	115,387	124,172
2002 (H14)	312,385	18,366	176,102	117,917	127,351
2001 (H13)	315,937	33,576	167,417	114,944	116,472
2000 (H12)	306,168	44,204	159,774	102,190	109,055
1999 (H11)	316,497	49,510	165,780	101,207	112,843
1998 (H10)	318,674	64,151	152,589	101,934	109,341
1997 (H9)	316,180	79,434	149,716	87,030	104,263
1996 (H8)	308,849	93,857	145,043	69,949	96,893
1995 (H7)	320,649	103,693	145,291	71,665	98,966
1994 (H6)	371,005	145,493	139,051	86,461	114,811
1993 (H5)	389,583	212,612	106,487	70,484	112,578
1992 (H4)	395,513	247,573	94,176	53,764	108,138
1991 (H3)	406,723	274,394	95,089	37,240	107,740
1990 (H2)	389,074	303,801	69,000	16,273	94,869
1989 (H1)	385,759	324,038	57,856	3,865	89,496
1988 (S63)	405,411	354,631	50,097	683	91,238
1987 (S62)	424,809	384,634	39,853	322	92,997
1986 (S61)	454,187	429,244	24,837	106	95,826
1985 (S60)	467,096	467,096			93,419
1984 (S59)	464,444	464,444			92,889
1983 (S58)	444,109	444,109			88,822
1982 (S57)	433,966	433,966			86,793
1981 (S56)	412,378	412,378			82,476
1980 (S55)	352,749	352,749			70,550
1979 (S54)	297,672	297,672			59,534
1978 (S53)	280,276	280,276			56,055
1977 (S52)	257,792	257,792			51,558
1976 (S51)	232,304	232,304			46,461
1975 (S50)	208,729	208,729			41,746
1974 (S49)	199,742	199,742			39,948
1973 (S48)	186,347	186,347			37,269
1972 (S47)	166,115	166,115			33,223
1971 (S46)	153,849	153,849			30,770
1970 (S45)	151,065	151,065			30,213
1969 (S44)	136,921	136,921			27,384
1968 (S43)	121,163	121,163			24,233
1967 (S42)	103,106	103,106			20,621

※神奈川県赤十字血液センター令和2年度資料

令和2年度都道府県別献血状況(速報値)

1 献血方法別献血者数

令和2年4月～令和3年3月分累計

項目 都道府県	献血者数		全血献血							成分献血						
	前年比		前年比		200mL献血		400mL献血		400mL献血率	前年比		血漿成分献血		血小板成分献血		
	人	%	人	%	人	%	人	%		人	%	人	%	人	%	
北海道	258,633	101.8	203,107	99.6	8,817	82.9	194,290	100.5	95.7	55,526	110.7	21,039	149.3	34,487	95.7	
小計	258,633	101.8	203,107	99.6	8,817	82.9	194,290	100.5	95.7	55,526	110.7	21,039	149.3	34,487	95.7	
東北	青森	48,988	102.8	34,340	99.0	1,545	77.1	32,795	100.3	95.5	14,648	112.9	11,667	152.5	2,981	56.0
	岩手	44,524	102.6	31,462	99.4	1,416	78.1	30,046	100.7	95.5	13,062	111.1	9,155	123.8	3,907	89.5
	宮城	93,215	102.0	60,329	99.0	1,904	66.2	58,425	100.7	96.8	32,886	108.0	21,439	99.3	11,447	129.2
	秋田	42,013	109.3	26,611	101.4	931	87.7	25,680	102.0	96.5	15,402	126.5	10,897	154.3	4,505	88.0
	山形	41,441	104.3	28,535	99.6	1,009	83.9	27,526	100.3	96.5	12,906	116.4	8,717	125.9	4,189	100.5
	福島	76,235	98.6	51,963	98.7	1,365	76.3	50,598	99.5	97.4	24,272	98.2	15,173	102.3	9,099	92.1
小計	346,416	102.5	233,240	99.3	8,170	76.0	225,070	100.5	96.5	113,176	109.7	77,048	117.7	36,128	95.8	
関東甲信越	茨城	105,476	104.9	72,536	102.3	3,385	96.6	69,151	102.6	95.3	32,940	111.4	23,068	116.7	9,872	100.7
	栃木	96,198	110.1	64,229	111.4	7,740	111.4	56,489	111.4	87.9	31,969	107.6	23,364	108.8	8,605	104.5
	群馬	92,299	103.3	58,569	102.0	3,121	85.6	55,448	103.1	94.7	33,730	105.6	22,512	93.9	11,218	140.9
	埼玉	240,447	104.6	170,205	101.9	12,943	100.1	157,262	102.1	92.4	70,242	111.8	47,765	121.8	22,477	95.2
	千葉	226,679	102.2	156,503	100.2	5,732	81.2	150,771	101.1	96.3	70,176	107.0	49,785	111.9	20,391	96.6
	東京	545,189	96.1	343,961	90.9	14,482	81.9	329,479	91.3	95.8	201,228	106.7	131,290	116.6	69,938	92.1
	神奈川	327,139	103.2	209,944	99.3	8,956	89.8	200,988	99.8	95.7	117,195	111.1	80,761	120.8	36,434	94.4
	新潟	90,252	97.3	55,139	100.3	1,682	68.8	53,457	101.7	96.9	35,113	92.9	26,562	107.2	8,551	65.7
	山梨	38,596	111.5	24,099	107.5	1,234	134.0	22,865	106.3	94.9	14,497	118.8	14,497	118.8		
	長野	79,304	105.7	48,717	106.1	846	101.2	47,871	106.2	98.3	30,587	105.2	22,205	100.9	8,382	118.5
小計	1,841,579	101.4	1,203,902	98.5	60,121	91.2	1,143,781	98.9	95.0	637,677	107.6	441,809	114.1	195,868	95.4	
東海北陸	富山	37,468	98.8	24,735	96.9	1,125	72.3	23,610	98.5	95.5	12,733	102.5	9,140	129.0	3,593	67.4
	石川	45,186	100.1	28,062	96.2	1,328	75.8	26,734	97.5	95.3	17,124	107.1	10,839	119.9	6,285	90.4
	福井	29,112	96.2	20,205	90.1	793	75.3	19,412	90.8	96.1	8,907	113.6	8,907	240.5		
	岐阜	68,740	101.5	45,992	97.3	2,306	77.5	43,686	98.7	95.0	22,748	110.9	14,536	110.3	8,212	112.0
	静岡	131,251	103.1	87,465	99.6	3,900	90.9	83,565	100.0	95.5	43,786	110.9	34,755	136.1	9,031	64.7
	愛知	295,251	103.2	176,663	99.1	6,511	86.7	170,152	99.6	96.3	118,588	110.0	81,304	110.3	37,284	109.3
三重	63,992	109.6	36,089	103.7	727	130.3	35,362	103.3	98.0	27,903	118.2	19,359	121.5	8,544	111.4	
小計	671,000	102.8	419,211	98.6	16,690	84.7	402,521	99.2	96.0	251,789	110.6	178,840	120.7	72,949	91.8	
近畿	滋賀	53,176	106.2	41,335	104.7	1,550	118.2	39,785	104.2	96.3	11,841	111.9	6,883	120.8	4,958	101.4
	京都	115,567	104.7	76,542	101.2	1,060	89.8	75,482	101.4	98.6	39,025	112.4	25,886	120.5	13,139	99.3
	大阪	396,847	101.6	258,517	97.5	10,380	82.5	248,137	98.2	96.0	138,330	110.2	86,708	124.8	51,622	92.2
	兵庫	217,093	104.2	150,129	100.5	5,155	98.3	144,974	100.6	96.6	66,964	113.6	45,087	126.8	21,877	93.5
	奈良	49,723	102.1	33,532	101.0	1,289	107.6	32,243	100.7	96.2	16,191	104.5	10,382	109.4	5,809	96.9
和歌山	45,062	103.8	33,011	99.6	1,576	79.0	31,435	101.0	95.2	12,051	117.3	7,484	128.4	4,567	102.8	
小計	877,468	103.0	593,066	99.5	21,010	89.4	572,056	99.9	96.5	284,402	111.3	182,430	123.6	101,972	94.4	
中四国	鳥取	23,495	102.1	14,843	96.4	76	82.6	14,767	96.5	99.5	8,652	113.5	6,312	116.1	2,340	107.2
	島根	22,591	107.0	13,891	100.9	71	157.8	13,820	100.7	99.5	8,700	118.6	6,489	162.5	2,211	66.2
	岡山	79,835	102.4	53,668	100.0	1,181	88.7	52,487	100.3	97.8	26,167	107.9	17,952	125.7	8,215	82.3
	広島	123,322	96.1	76,826	99.4	1,489	82.5	75,337	99.8	98.1	46,496	91.1	27,785	104.4	18,711	76.6
	山口	52,913	105.2	42,770	100.9	473	78.4	42,297	101.3	98.9	10,143	127.7	6,432	156.3	3,711	97.0
	徳島	28,529	103.3	20,029	99.9	94	119.0	19,935	99.8	99.5	8,500	112.4	6,271	140.6	2,229	71.8
	香川	37,417	104.3	26,927	101.6	103	130.4	26,824	101.5	99.6	10,490	111.9	7,509	128.1	2,981	84.8
	愛媛	54,019	105.3	37,134	98.9	118	222.6	37,016	98.7	99.7	16,885	122.7	11,917	135.3	4,968	100.2
	高知	29,427	108.4	19,720	104.1	493	122.0	19,227	103.7	97.5	9,707	118.3	7,699	129.2	2,008	89.4
小計	451,548	102.0	305,808	100.1	4,098	91.2	301,710	100.2	98.7	145,740	106.3	98,366	123.7	47,374	82.3	
九州	福岡	212,873	102.6	148,611	99.2	65	127.5	148,546	99.2	100.0	64,262	111.6	41,422	120.6	22,840	98.4
	佐賀	35,149	112.7	19,399	105.7	783	124.1	18,616	105.0	96.0	15,750	122.7	10,982	139.9	4,768	95.7
	長崎	54,947	103.3	38,394	99.2	884	103.8	37,510	99.1	97.7	16,553	114.0	11,211	118.2	5,342	106.0
	熊本	77,069	103.6	54,422	101.4	1,185	90.6	53,237	101.6	97.8	22,647	109.4	15,194	104.5	7,453	120.8
	大分	49,659	102.6	36,683	99.1	459	41.6	36,224	100.9	98.7	12,976	113.9	8,721	116.6	4,255	108.9
	宮崎	41,699	106.6	29,561	100.2	141	60.3	29,420	100.5	99.5	12,138	126.3	8,440	169.6	3,698	79.8
	鹿児島	65,015	100.7	46,650	97.3	273	87.5	46,377	97.4	99.4	18,365	110.2	11,831	152.2	6,534	73.5
	沖縄	54,865	102.2	38,051	99.7	721	110.6	37,330	99.6	98.1	16,814	108.4	12,019	114.7	4,795	95.3
小計	591,276	103.4	411,771	99.7	4,511	87.7	407,260	99.8	98.9	179,505	113.0	119,820	123.6	59,685	96.5	
全国合計	5,037,920	102.3	3,370,105	99.1	123,417	88.0	3,246,688	99.6	96.3	1,667,815	109.4	1,119,352	119.2	548,463	93.6	

※「400mL献血率」は、400mL献血者数の合計(人)÷全血献血者数の合計(人)

神奈川県

健康医療局生活衛生部薬務課

横浜市中区日本大通1 丁目231-8588 電話(045)210-1111(代表)